

宮崎県中山間地域振興計画

(令和5年度～令和8年度)

令和5年6月
宮 崎 県

目 次

計画本文

第1章	はじめに	・・・・・・・・	1
第2章	中山間地域の現状と課題等	・・・・・・・・	4
第1節	現状と課題	・・・・・・・・	4
第2節	中山間地域を取り巻く環境の変化	・・・・・・・・	11
第3章	施策の展開	・・・・・・・・	13
第1節	目指す将来像	・・・・・・・・	13
第2節	施策の方向性	・・・・・・・・	14
第3節	4年間に取り組む重点施策	・・・・・・・・	19
1	「ひと」	・・・・・・・・	19
(1)	戦略的な移住・定住の促進	・・・・・・・・	19
(2)	地域を担う次世代の育成	・・・・・・・・	20
(3)	外部人材の活力の取り込み	・・・・・・・・	21
(4)	さらなる関係人口の創出・拡大	・・・・・・・・	22
2	「生活」		
I	生活を守る・支える「宮崎ひなた生活圏づくり」	・・・・・・・・	23
(1)	日常生活に必要なサービスや機能の維持・確保	・・・・・・・・	23
(2)	地域運営組織の形成促進	・・・・・・・・	25
(3)	子育て環境の充実	・・・・・・・・	26
(4)	防災・減災のための体制づくり	・・・・・・・・	27
II	くらしのゆたかさの継承	・・・・・・・・	28
(1)	多面的機能の維持・保全	・・・・・・・・	28
(2)	中山間地域の魅力の発信	・・・・・・・・	29
3	「しごと」	・・・・・・・・	31
(1)	担い手の確保・育成	・・・・・・・・	31
(2)	中山間地域の特性に合った産業の振興	・・・・・・・・	32
(3)	地域資源を生かした稼ぐ力の向上	・・・・・・・・	33
(4)	新しい技術や手法の導入	・・・・・・・・	34
(5)	地域経済循環の促進	・・・・・・・・	34
第4節	継続して行う基盤づくり	・・・・・・・・	36
1	産業基盤の整備	・・・・・・・・	36
2	県土づくり	・・・・・・・・	37
3	環境の保全	・・・・・・・・	37
第5節	計画の推進	・・・・・・・・	38
1	県、市町村、住民等の連携・協働	・・・・・・・・	38
2	県における推進体制	・・・・・・・・	39
第4章	条例等	・・・・・・・・	40

参考資料

参考データ	44
○ 「ひと」の状況	44
○ 「生活」の状況	48
○ 「しごと」の状況	51
○ 中山間地域に対する意識・理解度	55
策定経過	56
アンケート調査・意見交換等	57
○ 集落代表者等へのアンケート	57
○ 市町村との意見交換	59
○ 中山間地域振興協議会	60
これまでの取組	61

宮崎県中山間地域振興条例

中山間地域の振興に関する基本方針

- ・「中山間地域」の定義(第2条第1項)
- ・振興計画の策定(第7条第1項)

根拠



宮崎県総合計画

長期ビジョン(2040年を展望)

└ アクションプラン(2023~2026年度)

部門別計画



連動



宮崎県中山間地域振興計画

計画期間

令和5(2023)年度~令和8(2026)年度

目指す将来像

人口減少下においても、将来にわたって安心して住み続けられるよう、地域が一体となって創意工夫により「ひと」「生活」「しごと」の維持・確保に取り組みながら、長年にわたって築いてきた「くらしのゆたかさ」や「固有の文化・歴史」を引き継いでいける中山間地域

重点施策

ひと

- 戦略的な移住・定住の促進
- 地域を担う次世代の育成
- 外部人材の活力の取り込み
- さらなる関係人口の創出・拡大

生活

I 生活を守る・支える

「宮崎ひなた生活圏づくり」

- 日常生活に必要なサービスや機能の維持・確保
- 地域運営組織の形成促進
- 子育て環境の充実
- 防災・減災のための体制づくり

II くらしのゆたかさの継承

- 多面的機能の維持・保全
- 中山間地域の魅力の発信

しごと

- 担い手の確保・育成
- 中山間地域の特性に合った産業の振興
- 地域資源を生かした稼ぐ力の向上
- 新しい技術や手法の導入
- 地域経済循環の促進

継続して行う基盤づくり

- 産業基盤の整備
- 県土づくり
- 環境の保全

推進体制

- 県、市町村、住民等の連携・協働
- 県における推進体制(中山間地域対策推進本部、中山間地域振興協議会、調査研究体制)

計 画 本 文

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨等

本県の中山間地域は県土の約9割を占めており、豊かな自然や伝統文化など貴重な地域資源を有するとともに、約4割の県民が暮らす生活の場でもあります。また、森林整備や農業生産活動等を通じた県土の保全、水源のかん養、食料の供給といった多面的機能に加えて、観光や余暇活動による心身の健康や心の安らぎの提供など中山間地域ならではの魅力を有しており、県民の暮らしに欠かすことのできない役割を果たしています。

こうした中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本県では、平成23年3月に「宮崎県中山間地域振興条例」（平成23年宮崎県条例第20号。以下「条例」という。）を制定し、同条例に基づき、同年9月に「宮崎県中山間地域振興計画」を策定（平成27年、令和元年に変更）しました。

前計画（計画期間：令和元年度から令和4年度まで）では、中山間地域の目指す将来像を「人口減少下においても、将来にわたって安心して住み続けることができる中山間地域」とし、「ひと」「暮らし」「なりわい」の3つの柱に沿って、各種施策を推進してきました。

この結果、住民による地域課題の解決に向けた取組の広がりや地域の担い手の確保、移住世帯の増加など一定の成果が現れていますが、中山間地域においては、人口減少や高齢化が中山間地域以外よりも早く進んでおり、買い物、交通、医療など日常生活に必要なサービスや機能の維持・確保が年々厳しくなっています。

このような状況を前提とし、将来の推計人口等の各種データの分析に加え、昨今の多様な価値観の広がりやデジタル化の進展といった社会情勢の変化などを踏まえ、今後4年間に中山間地域において取り組むべき施策を定めた計画を新たに策定するものです。

2 計画期間

計画の期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間とします。

3 計画の対象地域

この計画における「中山間地域」とは、条例第2条第1項各号に規定する次の区域とします。

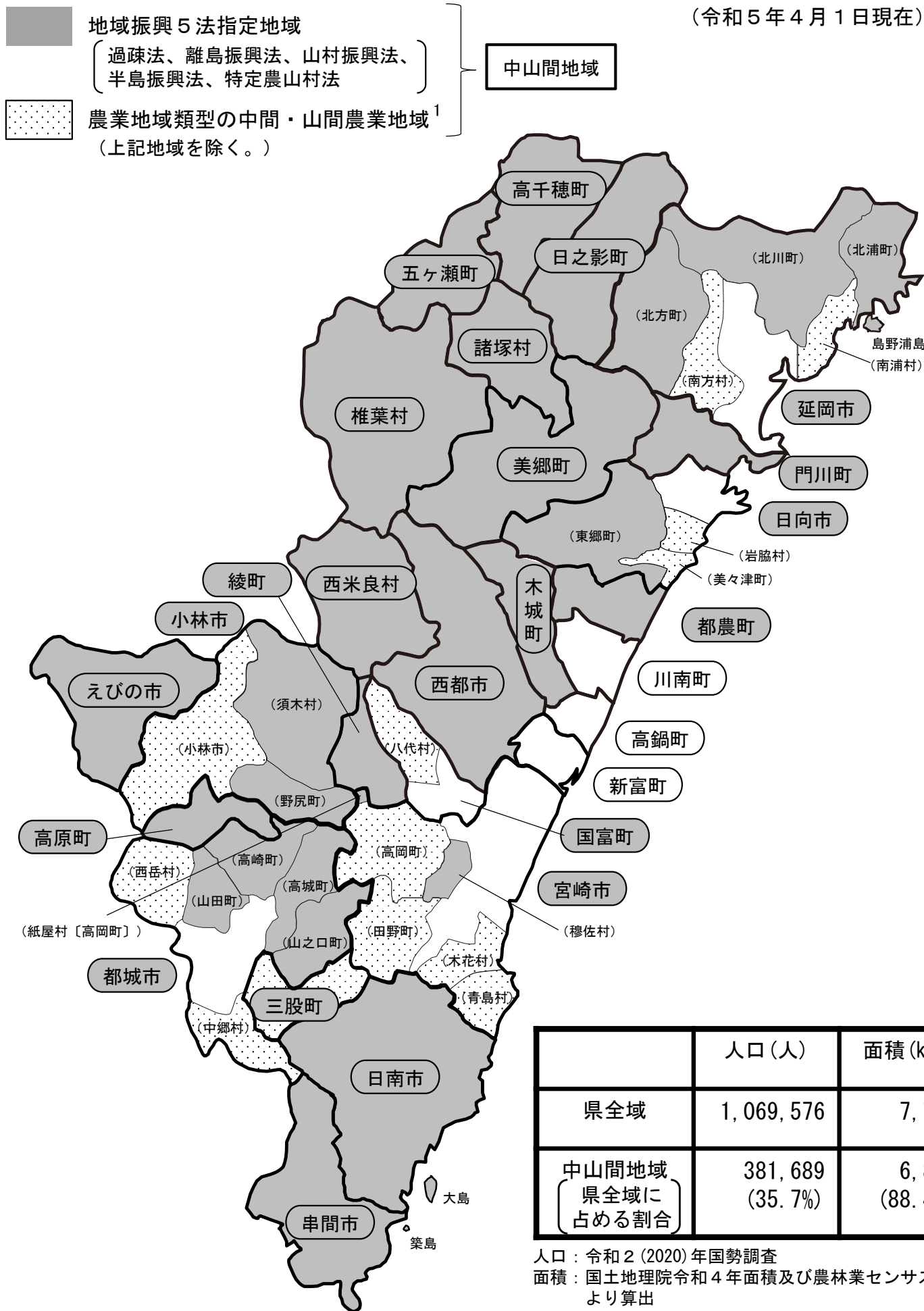
- (1) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された区域
- (2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村として指定された区域
- (3) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された区域
- (4) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- (5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第3条第1項及び第2項、第41条第1項、同条第2項（同条第3項の規定において準用する場合を含む。）、第42条並びに第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する地域として規則で定める区域

4 計画の進行管理

中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、適切な進行管理を行うとともに、この計画に基づいて行った主な施策に関して、毎年、議会に報告することとしています（条例第7条第2項）。

宮崎県中山間地域振興条例第2条第1項に規定する中山間地域

(令和5年4月1日現在)



¹ 農業地域類型：農林統計の分析及び農政推進の基礎資料として活用するため、地域の土地利用上の特性により類型化した統計表章区分として農林水産省が設定するもの。林野率や耕地率、可住地に占めるD I D(人口集中地区)等を基準に都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域に分類される。

第2章 中山間地域の現状と課題等

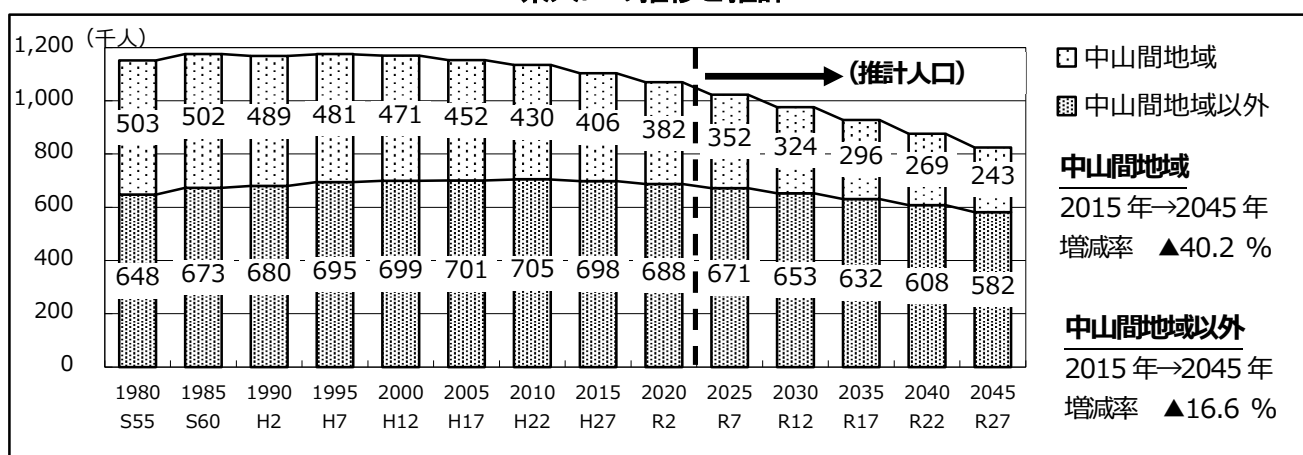
第1節 現状と課題

1 人口の状況

(1) 人口の推移

中山間地域の人口は、昭和55（1980）年の約50万3千人をピークに減少が続いており、平成30年度に県が独自に算出した将来推計人口では、令和27（2045）年にはピーク時の48%程度の人口（約24万3千人）になるものと見込まれています。

県人口の推移と推計

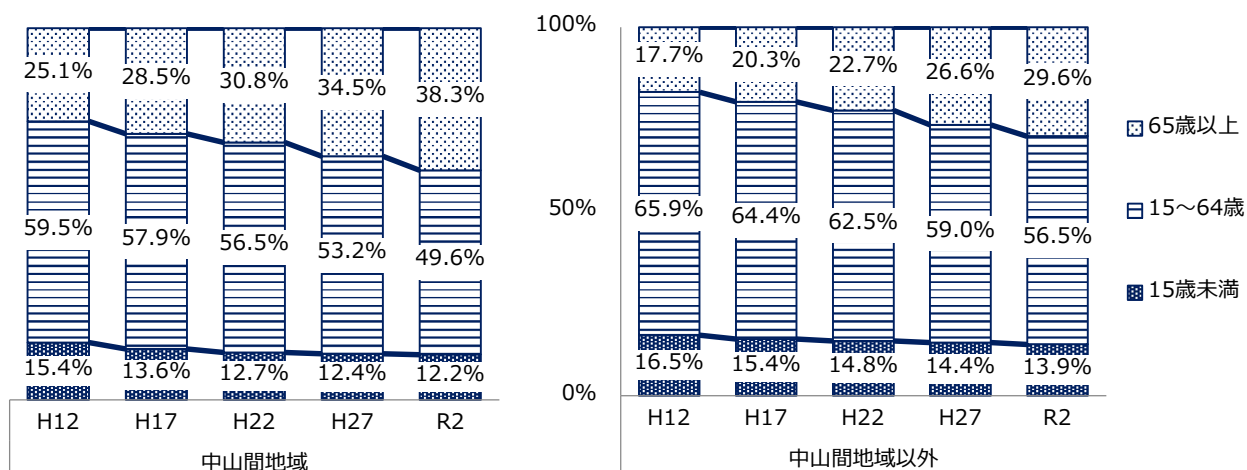


資料：令和2（2020）年までは総務省統計局「国勢調査結果」、令和7（2025）年以降は県が平成30年度に算出した独自推計。

中山間地域は、中山間地域以外と比較して、高齢化の進行がより顕著となっています。また、令和2年の生産年齢人口（生産活動の中核を担う15歳以上64歳以下の人口層）の割合は、49.6%と5割を下回り、中山間地域以外よりも約6.9ポイント低くなっています。

生産年齢人口の減少が進んでおり、地域産業や集落活動を支える担い手の確保が課題となっています。

年齢3区分別人口構成の推移



資料：総務省統計局「国勢調査結果」より県中山間・地域政策課が作成。四捨五入の関係上、合計が100%とならない。

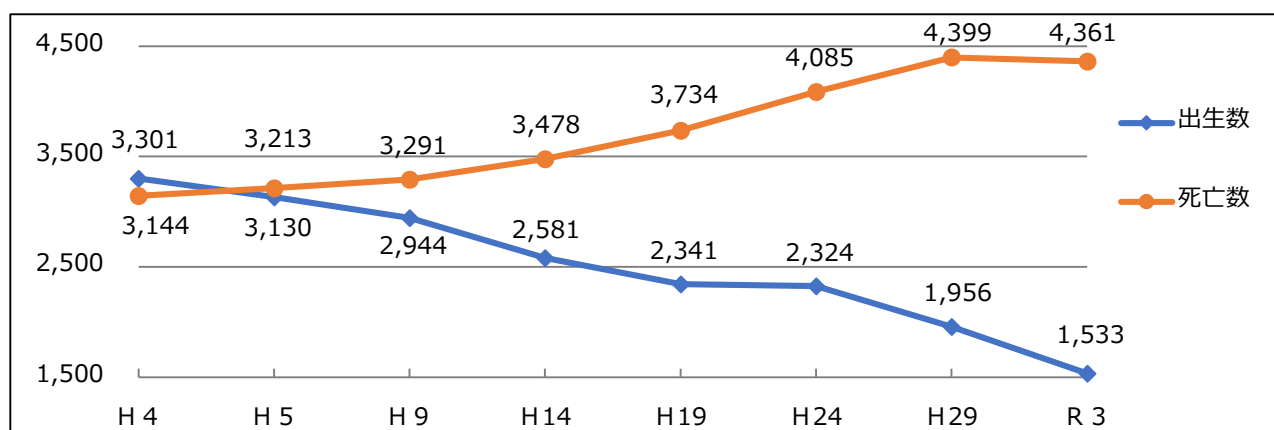
(2) 人口動態

中山間地域の自然動態（一定期間における出生・死亡に伴う人口の変化）は、平成5年に自然増加数（出生数と死亡数の差）がマイナスに転じて以降、マイナス幅が拡大し続けており、令和3年には死亡数が出生数を2,828人も上回るなど、中山間地域の人口減少の大きな要因となっています。

また、令和2年10月1日から1年間の社会動態（一定期間における転入・転出及びその他の増減に伴う人の動き）における社会増加数（転入者と転出者の差にその他増減の数を加えたもの）は、15歳から29歳までの年齢層での転出者数が大きい一方、30歳以降の年齢層では、一部で転入超過²があるものの、全体として増減の差は大きくありません。

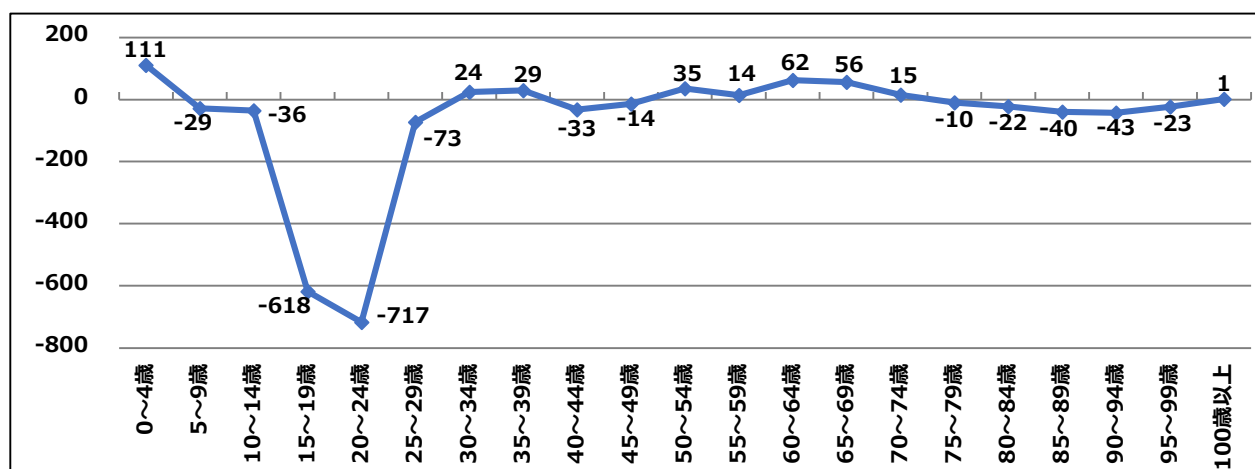
15歳から29歳までの年齢層と高齢者の転出を抑えることや、転入者（特に若い世代や30歳代から50歳代までの中間年齢層）を増やしていくことが必要です。

中山間地域の出生数と死亡数の推移



資料：県統計調査課「宮崎県の人口」各年データより県中山間・地域政策課が作成。全域が中山間地域に該当する18市町村の合計値。各年、前年10月1日から当年9月30日までの1年間の数。

中山間地域の社会動態（令和2年10月1日～令和3年9月30日）



資料：県統計調査課「宮崎県の人口（令和3年）」より県中山間・地域政策課が作成。全域が中山間地域に該当する18市町村の合計値。

² 転入超過：転入者数から転出者数を引いた数がプラス（+）であること。

2 生活環境の状況

(1) 集落の状況

中山間地域を有する23市町村へのアンケート調査によると、中山間地域には1,861の集落があり、そのうち約8割(1,510)の集落で、今後、人口が減少するものと見込まれています。

また、約1割(234)の集落で、「いずれ消滅する」又は「10年以内に消滅する」ものと見込まれています。

中山間地域の集落の状況

	平成22年度調査 (平成23年2月)	平成26年度調査 (平成26年4月)	平成30年度調査 (平成30年4月)	今回調査 (令和4年4月)
集落数	1,873 集落	1,870 集落	1,861 集落	1,861 集落
① 今後の人口動向				
・増加	45 集落(2.4%)	28 集落(1.5%)	16 集落(0.9%)	26 集落(1.4%)
・横ばい	336 集落(17.9%)	341 集落(18.2%)	265 集落(14.2%)	325 集落(17.5%)
・減少	1,492 集落(79.7%)	1,501 集落(80.3%)	1,580 集落(84.9%)	1,510 集落(81.1%)
② 消滅の可能性				
・存続	1,800 集落(96.1%)	1,828 集落(97.8%)	1,799 集落(96.7%)	1,627 集落(87.4%)
・いずれ消滅	71 集落(3.8%)	40 集落(2.1%)	61 集落(3.3%)	227 集落(12.2%)
・10年以内に消滅	2 集落(0.1%)	2 集落(0.1%)	1 集落(0.0%)	7 集落(0.4%)

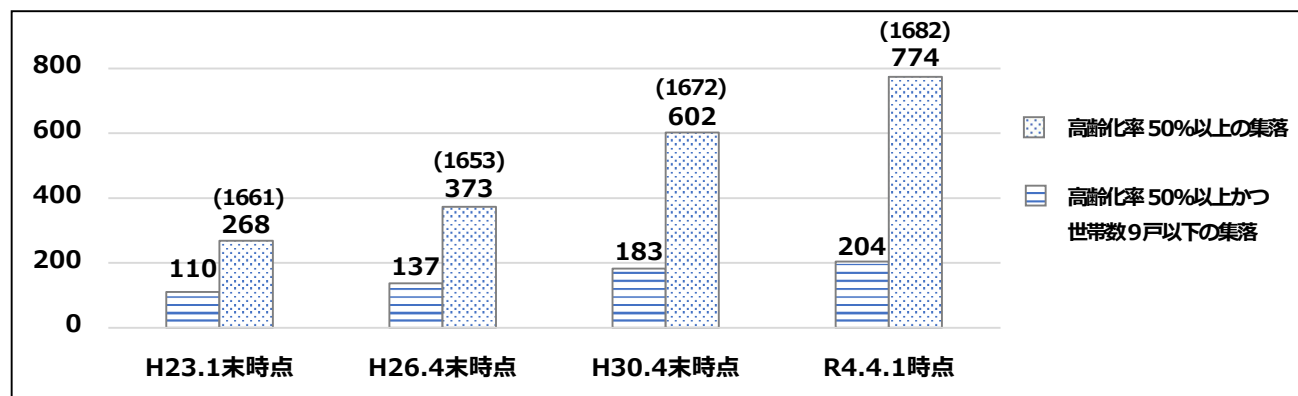
資料：県中山間・地域政策課「中山間地域の集落の状況等に関する調査」より作成。条例上の中山間地域の数値。

1,682集落(※)のうち774集落では、高齢化率が50%以上となっており、加えて、高齢化率50%以上かつ世帯数9戸以下の集落が年々増加しています。今後も高齢化率が高く小規模な集落が増えていくことが予測され、このような集落では、草刈り、地域行事などの様々な活動が困難となることが考えられます。

このため、複数集落での連携等により、集落活動を維持していく仕組みづくりを進めることが必要となります。

※ 集落単位で高齢化率を把握することができない宮崎市及び都城市の一部区域を除いた集落数。

高齢化率50%以上の集落数の推移



資料：県中山間・地域政策課「中山間地域の集落の状況等に関する調査」より作成。上段かつこ内の数値は、対象集落(集落単位で高齢化率を把握することができない宮崎市及び都城市の一部区域を除いた集落)の数を指す。

(2) 日常生活の状況

中山間地域を有する23市町村へのアンケート調査によると、集落における日常生活の状況に関して、「買い物」、「交通手段」、「病院」のいずれについても、前回調査から「問題が生じている」割合が増加しています。

日常生活における問題の固定化が進み、より深刻なものになりつつあります。

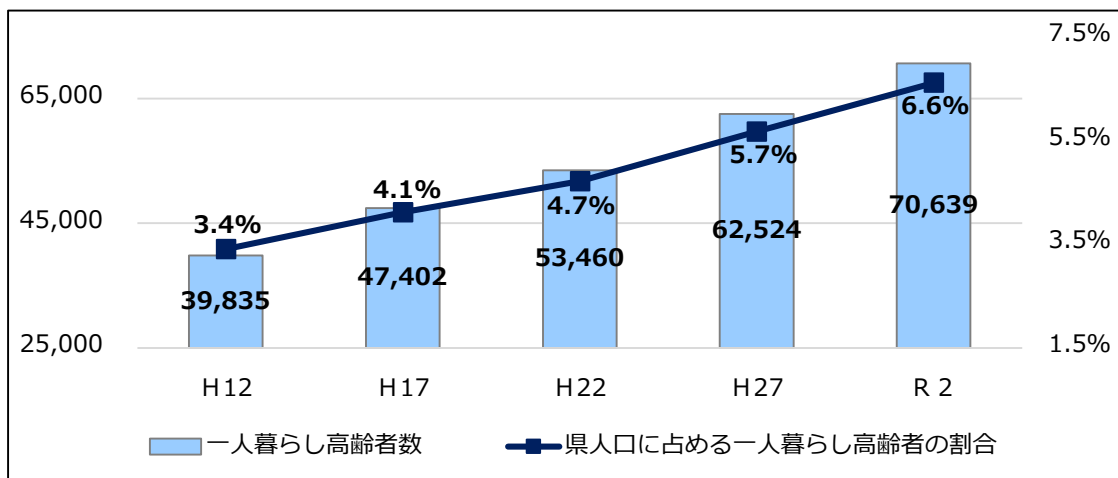
中山間地域の日常生活における問題

	平成22年度調査 (平成23年2月)	平成26年度調査 (平成26年4月)	平成30年度調査 (平成30年4月)	今回調査 (令和4年4月)
① 買い物				
・生じていない	979 集落(52.3%)	946 集落(50.6%)	875 集落(47.0%)	669 集落(35.9%)
・生じているが深刻ではない	829 集落(44.3%)	861 集落(46.0%)	905 集落(48.6%)	975 集落(52.4%)
・生じており深刻である	65 集落(3.5%)	63 集落(3.4%)	81 集落(4.4%)	217 集落(11.7%)
② 交通手段				
・生じていない	1,185 集落(63.3%)	1,075 集落(57.5%)	863 集落(46.4%)	660 集落(35.5%)
・生じているが深刻ではない	625 集落(33.4%)	744 集落(39.7%)	944 集落(50.7%)	987 集落(53.0%)
・生じており深刻である	63 集落(3.4%)	51 集落(2.7%)	54 集落(2.9%)	214 集落(11.5%)
③ 病院				
・生じていない	1,118 集落(59.7%)	1,110 集落(59.4%)	1,057 集落(56.8%)	807 集落(43.4%)
・生じているが深刻ではない	672 集落(35.9%)	685 集落(36.6%)	734 集落(39.4%)	929 集落(49.9%)
・生じており深刻である	83 集落(4.4%)	75 集落(4.0%)	70 集落(3.8%)	125 集落(6.7%)

資料：県中山間・地域政策課「中山間地域の集落の状況等に関する調査」より作成。条例上の中山間地域の数値。

県内における一人暮らしの高齢者は年々増加しており、人口に占める割合も増加していることから、特に中山間地域において、見守りや家事支援などの新たな需要の増大が見込まれます。

県内の一人暮らし高齢者数の推移

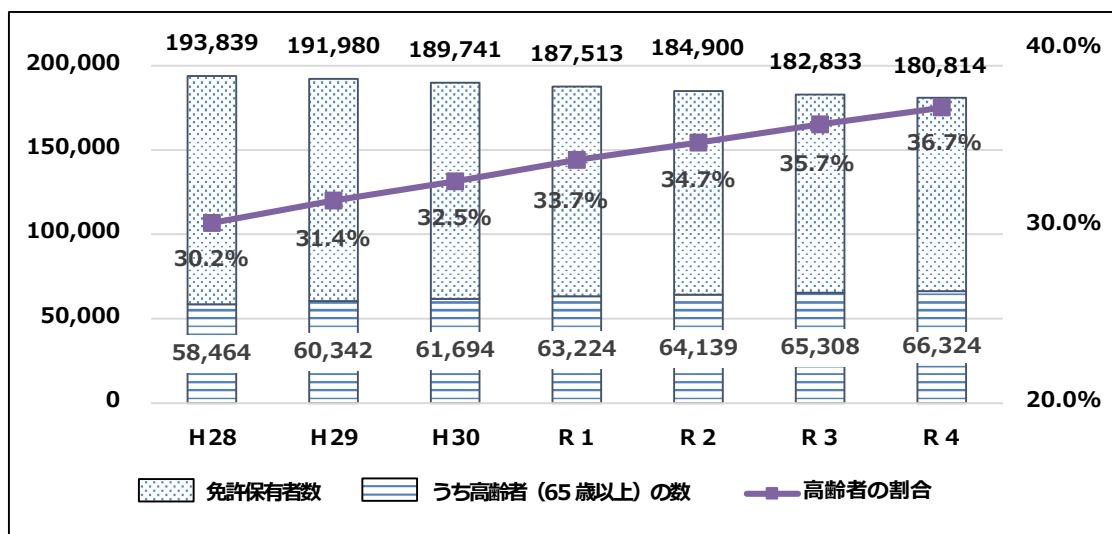


資料：総務省統計局「国勢調査結果」より県中山間・地域政策課が作成。県全体の数値。

中山間地域での移動に欠かせない自家用車について、運転免許保有者の高齢化が進んでおり、今後、運転免許返納等が増加することにより、日常生活に必要な移動手段の確保が課題となってきます。

なお、「買い物」や「交通手段」等の「問題が生じている」割合は増加しているものの、中山間地域の集落代表者等へのアンケート調査では、現在住んでいる地域に「住み続けたい」又は「どちらかといえば住み続けたい」との意向が約9割を占めており、その意向を実現していくためには、多様な主体の連携・協働等により日常生活に必要なサービス・機能を維持し、地域に安心して住み続けることができる仕組みづくりを進めることが必要となります。

運転免許保有者数の推移



資料：宮崎県警察本部資料より県中山間・地域政策課が作成。全域が中山間地域に該当する18市町村の合計値。

現在住んでいる地域への居留意向

	平成30年度調査 (平成30年4月)	今回調査 (令和4年4月)
住み続けたい	73.9%	74.1%
どちらかといえば住み続けたい	15.6%	15.1%
どちらとも言えない	6.5%	6.2%
どちらかといえば住み続けたくない	2.7%	3.0%
住み続けたくない	0.9%	0.8%
無回答	0.4%	0.8%

資料：県中山間・地域政策課「中山間地域の集落の状況等に関する調査」より作成。

中山間地域内の集落代表者（地区公民館長、地区青年団代表者、地域婦人連絡協議会代表者等）へのアンケート調査。

3 産業や担い手の状況

(1) 産業の状況

中山間地域の総生産は、平成30年度から減少に転じており、特に第一次産業では、農業、林業及び水産業のすべてで減少しています。

また、令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による消費の減少や生産活動の低下を原因として、特に第二次産業の総生産が減少しています。

このため、地域の特性に合った産業の振興に加え、新しい技術や手法の導入等による生産性の向上等を図っていくことが必要となります。

市町村内総生産の推移

単位：百万円

区分	市町村内 総生産	第一次産業			第二次産業	第三次産業		
		農業	林業	水産業				
H27	中山間地域	744,269	82,071	60,185	9,528	12,358	146,819	510,122
	全県	3,638,029	174,090	133,671	14,699	25,720	826,360	2,613,245
H28	中山間地域	775,645	90,090	67,551	10,049	12,491	166,109	515,468
	(前年比増減)	4.2%	9.8%	12.2%	5.5%	1.1%	13.1%	1.0%
	全県	3,694,777	188,749	148,818	15,722	24,209	835,407	2,652,410
	(前年比増減)	1.6%	8.4%	11.3%	7.0%	-5.9%	1.1%	1.5%
H29	中山間地域	778,888	88,552	67,125	10,332	11,095	161,562	523,773
	(前年比増減)	0.4%	-1.7%	-0.6%	2.8%	-11.2%	-2.7%	1.6%
	全県	3,787,956	188,115	148,333	16,461	23,320	871,145	2,705,514
	(前年比増減)	2.5%	-0.3%	-0.3%	4.7%	-3.7%	4.3%	2.0%
H30	中山間地域	766,265	80,981	60,041	10,253	10,686	167,337	512,145
	(前年比増減)	-1.6%	-8.5%	-10.6%	-0.8%	-3.7%	3.6%	-2.2%
	全県	3,783,479	170,312	131,051	16,710	22,550	921,367	2,665,235
	(前年比増減)	-0.1%	-9.5%	-11.7%	1.5%	-3.3%	5.8%	-1.5%
R1	中山間地域	755,011	79,873	59,808	10,175	9,890	157,946	512,403
	(前年比増減)	-1.5%	-1.4%	-0.4%	-0.8%	-7.5%	-5.6%	0.1%
	全県	3,703,950	169,091	130,219	16,592	22,281	855,266	2,656,537
	(前年比増減)	-2.1%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-1.2%	-7.2%	-0.3%

資料：県統計調査課「宮崎県の市町村民経済計算」各年データより県中山間・地域政策課が作成。「中山間地域」は、全域が中山間地域に該当する18市町村の数。市町村内総生産の合計値には、輸入品に課される税・関税等が含まれるため、第一次産業から第三次産業の和と一致しない。

中山間地域は、中山間地域以外に比べて地域経済循環率（生産（付加価値額）を分配（所得）で除した値で、地域経済の自立度を示す。）が低くなっており、多くの支出が地域外に流出している状態です。

このため、地域資源を生かした稼ぐ力を向上させるとともに、稼いだ所得を地域内で循環させていくことにより、経済を活性化することが必要となります。

地域経済循環率

中山間地域 18 市町村の平均	59.4%
その他の8 市町の平均	88.7%
【参考】宮崎県	82.9%

資料：RESAS 地域経済分析システム「地域経済循環マップ」（2018 年）より県中山間・地域政策課が作成。

(2) 担い手の状況

中山間地域の就業者数は減少し続けており、平成27年と令和2年の比較では、マイナス4.2%となっています。このうち、中山間地域において働く場として重要な第一次産業（農林水産業）は、マイナス10.9%と特に減少幅が大きくなっています。

中山間地域の経済を支える担い手が減少する中、地域外への人材流出の抑制やU I J ターン³者等の外部人材の取り込みが必要となります。

産業別就業者数

区 分			15 歳以上就業者数			
			合 計	第一次産業	第二次産業	第三次産業
平成 27 年	中山間地域	就業者数 (人)	134,132	26,917	28,460	78,755
		構成比	100%	20.1%	21.2%	58.7%
	全県	就業者数 (人)	534,759	57,867	112,195	364,697
		構成比	100%	10.8%	21.0%	68.2%
令和 2 年	中山間地域	就業者数 (人)	128,479	23,986	26,956	77,537
		構成比	100%	18.7%	21.0%	60.3%
		対平成 27 年比増減	-4.2%	-10.9%	-5.3%	-1.5%
	全県	就業者数 (人)	533,427	52,406	110,264	370,757
		構成比	100%	9.8%	20.7%	69.5%
		対平成 27 年比増減	-0.2%	-9.4%	-1.7%	1.7%

資料：総務省「国勢調査結果」より県中山間・地域政策課が作成。「中山間地域」は、全域が中山間地域に該当する 18 市町村の数。

³ U I J ターン：U ターンは、ふるさとを出て都市圏等へ就職・就学した人がふるさとへ就職すること。I ターンは、都市圏出身者が地方へ就職すること。J ターンは、大都市に就職・就学していた人がふるさと近くの都市へ就職すること。

第2節 中山間地域を取り巻く環境の変化

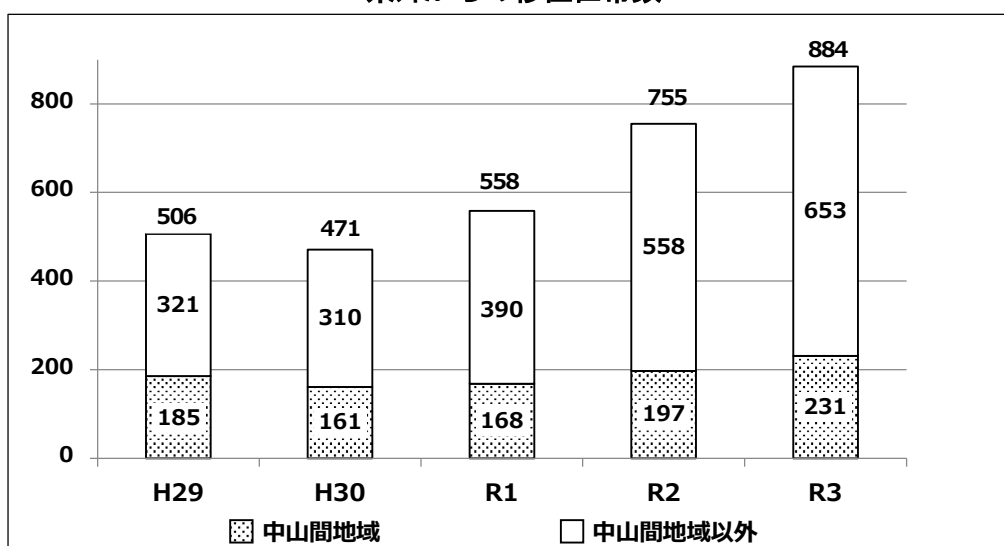
(1) 新たな人の流れ

近年、都市部から農村地域に移住・定住する「田園回帰」の流れが強まっており、テレワークや田舎暮らしなど、仕事や暮らしに対する新たな価値観も広がってきています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活様式や働き方に対する意識の変化やデジタル技術の活用が急速に進み、首都圏を中心として地方移住の動きが活発になっています。

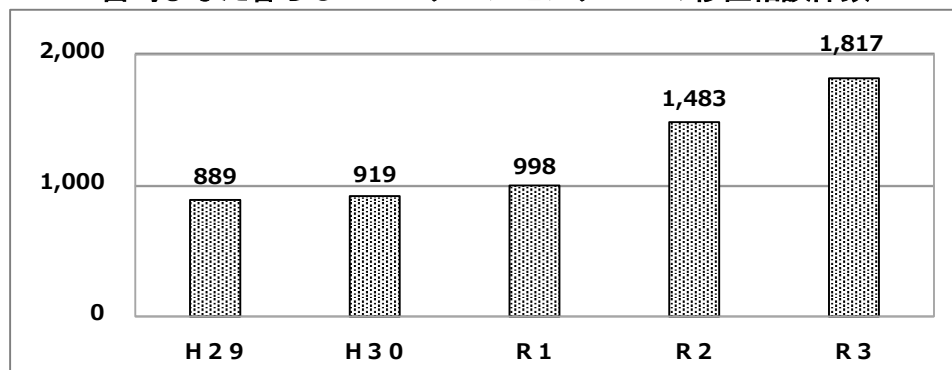
こうした中、県外から本県への移住相談件数は年々増加していますが、このうち中山間地域への移住は一定数あるものの大きくは増えていない状況であり、「田園回帰」等の新たな人の流れをいかにして取り込んでいくかが課題となっています。

県外からの移住世帯数



資料：県中山間・地域政策課調べ。県及び市町村が移住施策により把握した移住世帯数。
「中山間地域」は、全域が中山間地域に該当する18市町村の数。

宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターへの移住相談件数



資料：県中山間・地域政策課作成。H29～H30は、宮崎及び東京の相談センターの計。
R1以降は、大阪及び福岡の相談センターが開設されたため、宮崎、東京、大阪、福岡の計。

(2) デジタル化の進展

近年、AI⁴やIoT⁵、ロボット等の先端ICT⁶が、産業や暮らしにおける様々な場面で活用されるようになってきました。これらの技術等の進展は、中山間地域の地理的な条件不利や、人口減少や少子高齢化によって生じる課題を克服する可能性を有している一方で、令和3年度末現在の中山間地域の光ファイバの世帯カバー率は、県全体に比べ、1.3ポイント低く、地理的な制約や採算上の理由から民間事業者による整備が進んでない地域が残されています。

このような中、国は、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」により、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化させ、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すこととしており、こうした動きを中山間地域の産業や暮らしにおける課題解決にうまく活用していくことが必要となります。

光ファイバ整備状況（令和3年度末）

宮崎県全体	全域が中山間地域の18市町村（平均）
98.9%	97.6%

資料：総務省「ブロードバンド基盤整備率調査」より県中山間・地域政策課が作成。

(3) 持続可能な社会に対する関心の高まり

SDGs⁷の理念の広がりによって、持続可能な社会を目指していく考え方が広がりつつあります。SDGsの理念は、本計画において示した中山間地域の目指す将来像とも親和性が高いことから、これらの考え方も踏まえながら、中山間地域の振興を図っていくことが必要となります。



⁴ AI：Artificial Intelligence の略。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。（官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第2条第2項）

⁵ IoT：Internet of Things（モノのインターネット）の略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語。

⁶ ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、情報や通信に関する技術一般の総称。

⁷ SDGs：2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っており、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、我が国でも積極的に取り組むこととされている。

第3章 施策の展開

第1節 目指す将来像

本県の中山間地域は、四季折々の自然と共生した生活の営みや、脈々と守り継がれてきた固有の文化や歴史、伝統芸能など、何ものにも代え難い価値を有するとともに、国土の保全や水源のかん養、食料の供給といった多面的な機能を果たしており、美しい景観や豊かな食文化など多くの魅力を有しています。

また、中山間地域では、急峻な地形や厳しい自然環境といった不利な条件の中であって、助け合いの精神による強固なコミュニティや農村社会が築かれてきました。

こうした価値や魅力は、経済的な尺度だけでは測ることができない豊かさや新しい生活スタイルを求めて、都市部から農村地域に移住する「田園回帰」と呼ばれる流れを生み出し、近年、新型コロナウイルス感染症の拡大が契機となり、その動きが大きく広がっています。

このような明るい動きがある一方で、中山間地域では、急速な人口減少・少子高齢化の進行により、交通手段、買い物、医療・福祉等、日常生活に必要なサービスや機能の維持・確保が年々厳しさを増しており、解決・改善を必要とする課題が数多くあります。

このため、この計画では、県民に多くの恵みをもたらす、かけがえのない生活の場である中山間地域を持続可能なものとしていくために、次のような将来の姿を目指し、取り組んでいくこととします。

人口減少下においても、将来にわたって安心して住み続けられるよう、地域が一体となって創意工夫により「ひと」「生活」「しごと」の維持・確保に取り組みながら、長年にわたって築いてきた「くらしのゆたかさ」や「固有の文化・歴史」を引き継いでいける中山間地域

第2節 施策の方向性

1 「ひと」

今後、急速な人口減少や少子高齢化の進行が見込まれる中山間地域において、これらの影響を少しでも低減するために、地方での子育てを希望する若い世帯を含め、移住希望者の本県への移住・定住を促進するとともに、若者の県外流出の抑制や、地域を担う次世代の育成に取り組みます。

また、活力のある地域づくりに向けて、外部人材の活力の取り込みを推進するとともに、さらなる関係人口⁸の創出・拡大に取り組みます。

① 戦略的な移住・定住の促進

安定した雇用や居住など、移住希望者のニーズを的確に捉えて移住の促進を図るとともに、移住後の定住に向けた取組を推進します。

② 地域を担う次世代の育成

地域の特性を生かした魅力ある教育環境の充実やふるさとの誇りや愛着を育む活動に取り組むとともに、県内で働くことの魅力を発信し、若者が定着しやすい環境づくりを推進します。

また、地域課題の解決・改善に向けて、これからの地域づくりを担う人材の育成に取り組みます。

③ 外部人材の活力の取り込み

地域おこし協力隊⁹や、ボランティアによる地域活動、外部専門家による地域支援など、活力ある地域づくりに向けて、外部人材の活力の取り込みを推進します。

④ さらなる関係人口の創出・拡大

テレワークやワーケーション¹⁰等の多様な働き方の広がりを契機とする新しい人の流れづくりを推進するとともに、様々な形で地域と関わる関係人口の創出・拡大に取り組みます。

⁸ 関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々。

⁹ 地域おこし協力隊：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図るもの。

¹⁰ ワーケーション：Work（仕事）とVacation（休暇）を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすこと。余暇主体と仕事主体の2つのパターンがある。

2 「生活」

中山間地域において、日常生活に必要なサービスや機能を維持・確保していくため、引き続き「宮崎ひなた生活圏づくり」（人口減少下においても住み慣れた地域に安心して住み続けられる仕組みづくりのこと。次ページ参照。）を市町村と連携して進めていくとともに、地域住民が中心となり、多様な関係主体が連携・協働して、持続的に地域課題の解決・改善に取り組む地域運営組織¹¹の形成を促進します。

また、安心して子どもを産み育てることのできる環境の充実を図るとともに、安全な生活を確保するため、防災・減災に向けた体制づくりを推進します。

さらに、中山間地域が持つ多面的機能¹²の維持・保全や地域資源等の魅力発信など、中山間地域のくらしのゆたかさを継承する取組を推進します。

I 生活を守る・支える「宮崎ひなた生活圏づくり」

① 日常生活に必要なサービスや機能の維持・確保

中山間地域における安全・安心な生活を確保するために必要な、医療・介護や福祉サービス、公共交通等の維持・確保を図ります。それと並行して、基幹的集落を中心として、周辺集落・小規模集落との間を交通や物流のネットワークで繋ぐことにより、集落同士が相互に連携・補完し合いながら、日常生活に必要なサービス・機能を維持・確保し、将来にわたって住み慣れた地域に住み続けることのできる仕組みづくりを促進します。

② 地域運営組織の形成促進

住民同士が地域の課題や将来像について話し合い、それらの共有化や合意形成を図る取組を支援するとともに、多様な関係主体が連携・協働して、持続的に地域課題の解決・改善に取り組む地域運営組織の形成を促進します。

③ 子育て環境の充実

子育て世代が安心して子どもを産み育てることができるよう、県民全体で子育てを応援する機運の醸成や地域の絆づくりを推進するとともに、小児医療体制や母子保健対策、子どもと家庭を対象とする相談体制の整備など、子育て環境の充実を図ります。

④ 防災・減災のための体制づくり

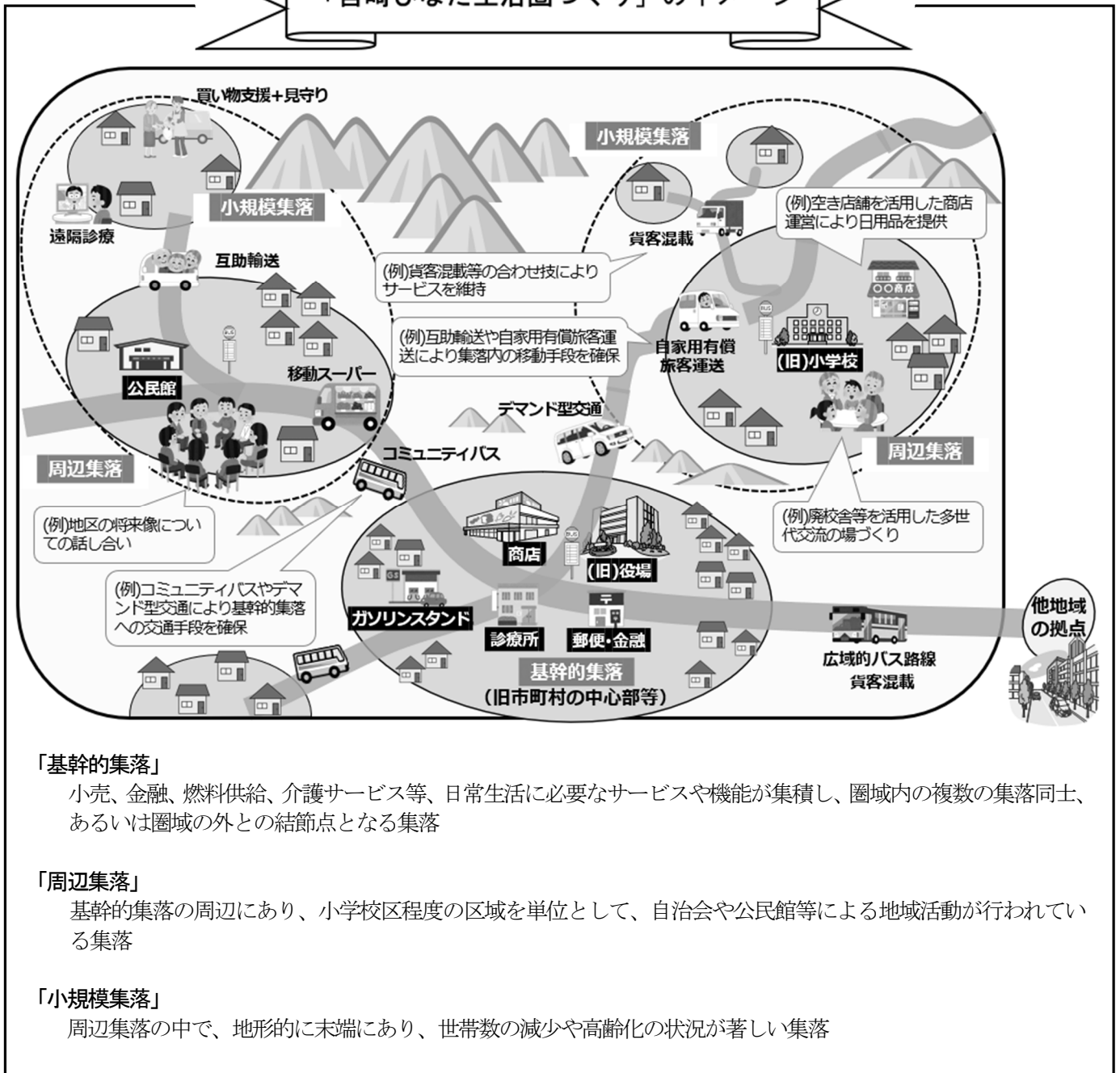
安全な生活を確保するため、地域防災の中核となる人材の育成や、住民への迅速な情報提供に努めるとともに、地域の多様な関係主体が協働した防災・減災のための取組を推進します。

¹¹ 地域運営組織：地域のくらしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、多様な関係主体が連携・協働して地域課題の解決・改善に向けた取組を持続的に実践する組織（以下、例示）。

○ 自治会等の地縁的な組織だけでなく、婦人会や高齢者クラブ、消防団、PTA、NPOなど、地域で活動する様々な主体が連携・協働する。
○ 排水路の清掃、廃品回収等の環境美化活動、回覧板による住民互助の連絡などの自治会的活動こととまらず、生活支援や子育て支援、特産品販売や里山の管理等の活動に多機能型で取り組む。
○ 会費や寄附金、補助金、他事業からの収益等の財源を獲得するような活動にも併せて取り組む。

¹² 多面的機能：国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、農村で農業生産活動が行われることにより生じる、食料その他の農産物の供給機能以外の多面にわたる機能。

「宮崎ひなた生活圏づくり」のイメージ



「基幹的集落」

小売、金融、燃料供給、介護サービス等、日常生活に必要なサービスや機能が集積し、圏域内の複数の集落同士、あるいは圏域の外との結節点となる集落

「周辺集落」

基幹的集落の周辺にあり、小学校区程度の区域を単位として、自治会や公民館等による地域活動が行われている集落

「小規模集落」

周辺集落の中で、地形的に末端にあり、世帯数の減少や高齢化の状況が著しい集落

「宮崎ひなた生活圏づくり」とは・・・

人口減少や少子高齢化の進行により、今後、医療・介護、福祉サービス、交通、買い物、集落活動（草刈りなど）といった日常生活に必要なサービス・機能の維持・確保が徐々に困難となっていきます。

このような中、将来にわたって住み慣れた地域に住み続けるためには、上記のイメージ図のとおり、拠点となる基幹的集落を中心として、周辺集落・小規模集落との間を交通（コミュニティバス、デマンド型交通、自家用有償旅客運送、互助輸送等）や物流（貨客混載、移動スーパー等）のネットワークで繋ぐことにより、複数の集落が相互に連携・補完し合いながら日常生活に必要なサービス・機能を維持・確保していくことが必要となります。

このような仕組みづくりを「宮崎ひなた生活圏づくり」といいます。

<「宮崎ひなた生活圏づくり」の4つの基本的な考え方>

<p style="text-align: center;">多様な主体の参加・協働 (地域運営組織 等)</p> <p>住民自らによる地域の将来人口の見通しを踏まえた話し合いや、地域の課題解決に向けた取組の開始、多様な関係主体が連携・協働した地域運営組織等の形成を促進します。</p>	<p style="text-align: center;">複数の集落をネットワーク化 (基幹的集落を核とした連携・補完)</p> <p>買い物や移動、医療・介護などの日常生活に必要なサービス・機能について、拠点となる集落に集積するなどして維持・確保し、周辺集落・小規模集落との間を交通や物流のネットワークで繋ぐことで、単独集落では提供が困難になっても、日常生活を送ることができるようにします。</p>
<p style="text-align: center;">合わせ技による効率化 (活動分野や業種の相乗り)</p> <p>単独では提供が困難になる可能性のあるサービス・機能について、例えば、乗客と宅配便をコミュニティバスで同時に運んだり、買い物支援と農産物の庭先集荷を一度に行うといったように、分野や業種の違いを超えてつなぎあわせることにより、限られた人手や設備などの資源で多様かつ小さなニーズに応えることができますようにします。</p>	<p style="text-align: center;">安心して住み続けるための セーフティネットの確保</p> <p>安全・安心な生活を確保するために必要な、医療・介護や福祉サービス、公共交通等の維持・確保を図ります。</p>

II くらしのゆたかさの継承

① 多面的機能の維持・保全

多面的機能支払制度¹³の取組や地域が一体となった鳥獣害対策、資源循環型林業や適正な森林管理を推進するとともに、地域に受け継がれてきた伝統文化の保存や継承を図ります。

② 中山間地域の魅力の発信

中山間地域が有する様々な機能や資源、魅力について、世界ブランド等を生かした取組や学校教育、地域間交流などを通して県内外に広く発信し、理解を深めます。

¹³ 多面的機能支払制度：農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充、水路の補修などの協働活動に対する国の支援制度。

3 「しごと」

農林水産業をはじめとする中山間地域の産業を支える担い手を確保・育成するとともに、地域の特性に合った産業の振興や地域資源を生かした稼ぐ力の向上を図ります。

また、ICT¹⁴を活用した新しい技術や、事業の複合化や分野横断などの新しい手法を導入するとともに、地域で稼いだ所得を地域内で循環させて経済活動を活性化させる地域経済循環を促進するなど、中山間地域の「しごと」を守り、次世代に引き継ぐことのできる環境づくりに取り組みます。

① 担い手の確保・育成

農林水産業をはじめとする産業への新規就業者の確保・育成に取り組むとともに、特定地域づくり事業協同組合の仕組み等を活用した地域内外の多様な人材の参画促進や、円滑な事業承継の推進に取り組みます。

② 中山間地域の特性に合った産業の振興

果樹や夏秋野菜、花きをはじめとする収益性の高い農産物等の生産拡大や生産安定を推進するとともに、集落営農組織の育成や受託作業の組織化を図ります。また、農林業を核としながら別の分野と組み合わせる複合的経営などの、中山間地域の地理や気候の特性に合った産業の振興に取り組みます。

③ 地域資源を生かした稼ぐ力の向上

地域の食資源を活用したフードビジネスや多様な事業者が一体となった新商品・サービスの開発を推進するとともに、中山間地域ならではの観光資源を生かした地域間交流の促進や、体験・滞在型観光の取組を推進するなど、文化や歴史、食、自然環境などの地域資源を生かした稼ぐ力の向上に取り組みます。

④ 新しい技術や手法の導入

農林水産業をはじめとする産業において、ICTを活用した作業の効率化や省力化、高収益化を図る取組を推進するとともに、医療や福祉、教育、防災などの様々な分野での積極的な利活用を図ります。

また、事業の複合化や新技術の開発などによる経営革新等の取組を促進します。

⑤ 地域経済循環の促進

地域資源を有効活用するための生産・流通・販売体制の構築や、再生可能エネルギーの利活用促進、地域で必要なものを地域で生産し、地域で消費する意識醸成を図る取組等により、地域経済循環を促進します。

¹⁴ ICT：12ページの脚注を参照。

第3節 4年間に取り組む重点施策

1 「ひと」

(1) 戦略的な移住・定住の促進

- 「宮崎ひなた暮らしUIJターンセンター」において、生活や仕事等の情報を必要とする移住希望者からの相談にきめ細かに対応するほか、都市部住民等に向けた「ふるさと宮崎人材バンク」や移住情報サイト「あったか宮崎ひなた暮らし」などを活用した情報発信や戦略的なPR等を通して、潜在的な移住希望者を掘り起こすことで、都市部から本県への人の流れの増加を図ります。
- 移住希望者登録制度「宮崎ひなた移住倶楽部」を運営し、移住希望者の把握と的確な情報発信を図ります。
- 移住者の住まいに係る多様なニーズに対応できるよう、移住者向けの空き家改修への補助や市町村が借り受けた空き家を改修して移住者に貸し出す事業など、空き家を利活用した移住者の受入環境の整備に取り組む市町村への支援を行います。また、空き家対策に関する国の制度や先進事例等の情報提供を行うなど、空き家の利活用に取り組む市町村を支援します。
- 県内外での就職説明会の開催や「宮崎ひなた暮らしUIJターンセンター」における就職情報の提供等により、県内求職者や移住希望者に対する就職支援に取り組むとともに、関係機関と連携し、地域の特性を生かした雇用・就業機会の確保に努めます。
- 移住・UIJターン¹⁵者を受け入れる県内の企業の開拓やマッチングを行うとともに、外部人材のスキルを活用することにより地域・産業の活性化を図ります。また、市町村が実施する取組について、国の制度等も活用しながら必要な支援を行います。
- 移住・UIJターン者が円滑に中山間地域に溶け込み、移住を定住に結びつけられるよう、地域と移住者とを繋ぎ、架け橋となる機能を充実するなど、市町村と連携し、移住後のフォローアップの充実を図ります。
- 市町村とも連携しながら中山間地域ならではのくらしや仕事の魅力を全国に向けて発信することにより、移住希望者の関心を高め、本県の中山間地域への移住の促進を図ります。

¹⁵ UIJターン：10ページの脚注を参照。

(2) 地域を担う次世代の育成

① ふるさとへの誇りや愛着を育む教育

- 小規模校のメリットを生かし、学習指導の充実を図るための研修会や協議会を実施するとともに、参考となる指導資料の提供に努めます。
- 高等学校等の進学環境の充実と家庭の経済的負担の軽減を図るため、地区生徒寮や奨学金制度の充実を図ります。
- きめ細かな指導を行うための少人数学級の実施や、へき地校・小規模校の振興、学校におけるICT¹⁶を活用した学びを通して、地域特性を生かした子どもたちの教育環境の充実などに取り組みます。
- ふるさと学習¹⁷や体験活動等の充実、地域の人材や文化財を活用した取組等により、子どもたちの地域に対する理解を深めるとともに、地域への関心を高め、ふるさとへの誇りや愛着を育みます。
- まちゼミ、こども商店街などの取組を通して、若い世代の地域への愛着意識を高めます。

② 地域で働く魅力の発信

- 県内への就職を促進するため、県内の企業情報・採用情報が県内の学生やその保護者等に届く多様な仕組みづくりを進めるとともに、県内企業の魅力や本県の暮らしやすさの発信、企業等に対する雇用条件の改善等の働きかけを行い、若者の県外流出の抑制を図ります。
- 宮崎県農業・水産業ナビ「ひなたMAFiN」、「ひなたで林業」等のホームページやSNS、メディア等を活用した農林水産業の魅力発信や、就業相談会や就業フェアの開催等を通して、就業希望者を本県に呼び込みます。

¹⁶ ICT：12 ページの脚注参照。

¹⁷ ふるさと学習：地域の自然・環境、歴史・伝統、産業・生活・文化など、地域の持つ豊かで多様な教育資源を活用しながら、地域の良さや課題について理解を深め、地域に対する誇りや愛着を育む学習。

③ 地域を支える人材の確保・育成

- キャリア教育¹⁸を中心とした職場体験学習や地域学習、「総合的な学習の時間」や「総合的な探究の時間」における地域との協働等を通して、子どもたちが地域の課題や人口減少等の諸問題の解決を図ることができるように主体的に学習に取り組む態度を育成するよう努めます。
- 地域課題の解決・改善に向けて行動する人材を確保するため、地域住民やNPO、企業などの多様な主体が参画する話し合いを支援するとともに、研修会や集落間の交流会を通して、中山間地域において地域づくりを担う人材の育成を図ります。
- 担い手が減少する中であっても、地域の力を最大限に生かすため、若い世代や女性、移住者などの多様な世代や主体が参画し、地域課題の解決・改善に取り組む仕組みづくりを促進します。
- 男女がともに協力して活力ある地域づくりに参画できるよう、男女共同参画の視点に立って地域活動に取り組む男女共同参画地域推進員¹⁹の養成・配置に取り組みます。

(3) 外部人材の活力の取り込み

- 高齢化等により集落活動等が困難となっている集落と集落を応援したいボランティアとを繋ぐ仕組みにより、中山間地域における地域活動を支えるとともに、地域外住民等との交流を促進します。
- 地域おこし協力隊²⁰の隊員が任期終了後も地域の担い手として活躍できるよう、隊員の地域への定着に向けた支援に取り組みます。また、集落支援員²¹等を活用した集落対策の推進について、市町村と連携を図りながら取り組みます。
- 民間企業や大学等の外部人材のアドバイスによる地域資源の掘り起こしや磨き上げを行い、それらを活用した地域活性化を図る取組を後押しします。
- 人口急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するため、特定地域づくり事業協同組合²²の設立を検討する市町村等の取組を支援します。

¹⁸ キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる教育。

¹⁹ 男女共同参画地域推進員：宮崎県内に居住し、男女共同参画の推進に関して意欲と奉仕的精神を持ち、県が指定する男女共同参画推進のための講座を修了し、知事が委嘱した者。

²⁰ 地域おこし協力隊：14ページの脚注を参照。

²¹ 集落支援員：地方自治体が、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関して知見を有した人材を「集落支援員」として委嘱する。集落支援員は、集落への「目配り」として、集落の状況把握、集落点検、住民の話し合い促進等を実施する。

²² 特定地域づくり事業協同組合：人口急減地域において担い手確保の取組を推進するため、組合員である事業者に対して、マルチワーク型の労働者派遣事業を行う事業協同組合のこと。

(4) さらなる関係人口の創出・拡大

- 地域が外部からの応援を得て地域活性化を図る取組を後押しするため、様々な形で地域に関わる関係人口²³を創出し、将来的な移住希望につながるよう、関わりの深化を促します。
- 中山間地域の特性を生かしたワーケーション²⁴の受入に向けた取組を促進し、ワーケーションを入り口として、新たな関係人口の創出や拡大を図ります。
- U I J ターン者や若者・女性等にとって魅力的な雇用の場を確保するため、中山間地域において、企業等による情報通信業等の事業所開設を後押しする市町村の取組を支援します。

【目標指標】

項目名	設定 エリア	現況値	目標値
県外からの移住世帯数（累計）	Ⅱ	757 世帯 (平成30年度～令和3年度)	1,000 世帯 (令和5年度～令和8年度)
宮崎県や自分が住んでいる市町村など、ふるさが「好き」だという児童生徒の割合	Ⅱ	93.1% (令和4年度)	95.0% (令和8年度)
集落活動支援マッチングサイトを活用した延べ集落数（累計）	Ⅰ	—集落 (令和4年度)	240 集落 (令和8年度)
自治体施策を通じたワーケーション受入数	Ⅲ	374 人 (令和3年度)	780 人 (令和8年度)

設定エリア Ⅰ：条例上の中山間地域 Ⅱ：現在の市町村域の全域が中山間地域となっている18市町村 Ⅲ：県内全域

²³ 関係人口：14ページの脚注を参照。

²⁴ ワーケーション：14ページの脚注を参照。

2 「生活」

ー I 生活を守る・支える「宮崎ひなた生活圏づくり」

(1) 日常生活に必要なサービスや機能の維持・確保

① 日常生活に必要なサービスや機能の提供

- 地域運営組織等が主体となった買い物や移動、福祉サービスといった、日常生活に必要なサービス・機能を維持・確保するための取組等を支援するとともに、先進的取組を行っている団体や市町村の事例の水平展開を図ります。
- 日常生活に必要なサービスや機能を拠点となる集落に集積するなどして維持・確保し、周辺の集落と交通や物流のネットワークで繋ぐことによって生活機能の維持に取り組む市町村を支援します。
- 買い物弱者の支援のために、国の施策等も活用し、地域住民や市町村、民間事業者等が連携した取組等を促進します。
- 中山間地域における日常生活の利便性向上や災害時対応の観点から、市町村等と連携して、携帯電話サービス未提供地域の解消など情報通信格差の是正に取り組みます。
- 高齢者がスマートフォン等のデジタル機器を安心して使えるよう、携帯電話事業者や市町村等と連携して、スマートフォンの基本的な操作方法やセキュリティに関する講習会を開催します。
- 高齢者が安心して住み慣れた地域で住み続けることができるよう、地域運営組織等による見守りや家事支援等の支え合い活動の取組を促進します。
- 社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業に対する支援や成年後見制度の利用促進のための体制整備の推進等を通して、高齢者等の権利擁護に取り組みます。
- 企業局の水力発電設備が所在する市町村を対象として、市町村が取り組む地球温暖化対策や地域活性化等の事業を支援します。

② 医療・介護・福祉サービスの確保

- 自治医科大学卒業医師の配置や、へき地診療所²⁵の施設・設備の整備、運営費に対する補助、県歯科医師会による巡回診療等を計画的に実施します。
- 宮崎県歯科医師会と連携を図りながら、地域における在宅歯科医療の医療体制の確保に積極的に取り組みます。
- 市町村、大学、医師会等と密接に連携を図りながら、医師の養成・確保に積極的に取り組みます。
- 防災救急ヘリの有効活用やドクターヘリの運航支援など、関係機関と連携を図りながら中山間地域における救急医療の確保に取り組みます。
- 二次医療圏における中核的な医療機関の充実と市町村立病院・診療所との機能分担・連携強化に努めます。
- ICTを用いた遠隔医療支援などの活用により、へき地における良質な医療の提供を行うとともに、医師の教育環境の改善を図ります。
- 高齢者ができる限り住み慣れた地域で自分らしい生活をするように、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進を図ります。
- 要支援・要介護高齢者が、そのニーズに応じた介護保険サービス等を受けられるよう、市町村計画に基づき、地域の実情を踏まえたサービス基盤の計画的な整備・充実に努めます。
- 市町村、介護事業者、養成機関、学校、県教育委員会など、幅広い関係者と連携しながら、介護人材の確保・定着を図ります。また、外国人介護人材の受入・定着及びICT・介護ロボットの導入等に取り組む介護事業所を支援します。
- 地域コミュニティが持っている共助による助け合いの機能を補完するため、ライフラインや宅配サービス等、直接県民を訪問する民間事業者の協力による「みやざき地域見守り応援隊²⁶」などの見守り体制の充実や、社会福祉法人の地域における取組の充実を図ります。
- 高齢・障がい・子ども・生活困窮といった福祉的なニーズに横断的に対応し、「支え手」「受け手」といった関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画しながら、誰もが自分らしく安心して暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向け、重層的支援体制をはじめとする福祉の包括的支援体制の整備を図る市町村を支援します。

²⁵ へき地診療所：地域住民の医療を確保することを目的として、無医地区等において都道府県、市町村、日本赤十字社、医療法人等が実施主体となって整備、運営する診療所のこと。

²⁶ みやざき地域見守り応援隊：民間事業者と県社会福祉協議会や県等の関係機関が協定を締結し、ひとり暮らしの高齢者など、支援が必要な方への見守りを民間事業者の協力を得て行うもの。

③ 生活に必要な交通の確保

- 鉄道や幹線的バス路線等の広域的な交通手段について、市町村や交通事業者等とともに、利用促進や最適化・効率化に取り組み、将来にわたり持続可能なものとしていきます。
- ICTを活用したデマンド型交通²⁷の導入や、貨客混載等の既存輸送サービスの利活用など、地域コミュニティ交通の最適化・効率化に取り組む市町村を支援します。
- 地域公共交通に関する専門知識の習得や先進事例の情報共有を目的とした研修会の開催などにより、持続可能な地域公共交通ネットワークの確立を図る市町村を支援します。
- 離島と本土を結ぶ唯一の交通手段である離島航路の維持に取り組む市を支援します。
- 地域運営組織等が主体となっていく地域内の移動手段確保の取組等を市町村と連携しながら支援します。
- 交通事情から免許返納が困難な高齢者について、運転能力等の状況を高齢者自身や家族に認識させ、運転寿命²⁸を延ばす取組等を行う市町村を支援します。

(2) 地域運営組織の形成促進

- 地域住民が「ひなたまちづくり応援シート²⁹」等を活用して、将来人口の見通しや集落の現状を把握し、地域の将来像や今後の課題の共有と合意形成を図る話し合いの実施を市町村と連携して促進します。
- 地域住民がNPOや企業等の多様な関係主体と連携・協働し、地域課題の解決・改善のために生活支援や子育て支援、特産品販売等の様々な活動に持続的に取り組む地域運営組織の形成を市町村とともに促進します。また、地域の特徴に応じ、農業の経済活動と併せて地域コミュニティの維持・強化に取り組む農村型地域運営組織³⁰の形成を支援します。
- 担い手が減少する中であっても、地域の力を最大限に生かすため、若い世代や女性、移住者などの多様な世代や主体が参画し、地域課題の解決・改善に取り組む仕組みづくりを促進します。
- 地域運営組織の形成や運営を担い、地域づくりや地域課題に対応するための活動を牽引するリーダー群の育成を図ります。

²⁷ デマンド型交通：運行経路やダイヤをあらかじめ定めず、地域の実情に応じて柔軟に運行することができる事前予約型の輸送サービス。

²⁸ 運転寿命：安心・安全に車を運転できる年齢

²⁹ ひなたまちづくり応援シート：住民による地域の将来像や課題に関する話し合いを促進するため、県中間・地域政策課が作成した各地域の将来推計人口等をわかりやすく提示するツール。

³⁰ 農村型地域運営組織：複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織のこと。

(3) 子育て環境の充実

- 県民全体で出逢いや子育てを応援する機運の醸成や、ライフステージに応じた支援を通して、希望どおりに家族を持つことができ、子育てが楽しいと感じられる環境づくりを推進します。
- 出逢いや結婚を希望する独身者に対し、希望にかなう相手と出逢える機会を創出するとともに、地域で結婚支援に取り組むサポーターを支援することにより、出逢いの場づくりと結婚支援を推進します。
- 安心して結婚、妊娠、出産ができる環境の整備や質の高い幼児教育・保育等の提供を図るとともに、小児医療体制や母子保健対策等の充実による子どもの健康の確保に努めます。
- 子ども食堂³¹や学習支援、フードバンク³²など、子どもの居場所づくりに取り組む民間団体の取組を支援することで、生活困窮世帯やひとり親家庭への支援を推進します。
- 子どもとその家庭を対象に相談対応や継続的支援等を行う「子ども家庭総合支援拠点³³」の設置を推進するとともに、「子育て世代包括支援センター³⁴」の機能と一体化した「こども家庭センター³⁵」の全市町村設置を推進します。また、保護者の就労に柔軟に対応でき、幼児教育・保育の一体的提供ができる認定こども園の普及を推進します。

³¹ 子ども食堂：地域のボランティアが子どもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事やあたたかな団らんを提供する取組。

³² フードバンク：生産・流通・消費などの過程で発生する未利用食品を、食品企業や農家などからの寄附を受けて、必要としている人や施設等に提供する取組。

³³ 子ども家庭総合支援拠点：主に就学後における子育てを支援する機能を担うものであり、児童虐待の防止等を目的に、支援が必要な子どもや子育て世帯の実情把握、相談対応等を行う。

³⁴ 子育て世代包括支援センター：妊娠・出産期から就学前までの母子保健と子育て支援をあわせて切れ目なく支援する機能を担うものであり、妊娠・出産・子育ての相談に応じて必要な情報提供や保健指導等を行う。

³⁵ こども家庭センター：子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点双方の機能を担うものであり、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う。

(4) 防災・減災のための体制づくり

- 地域の防災力向上のため、市町村と連携しながら、自主防災組織³⁶の活性化、消防団員の確保や防災士の養成・能力向上に取り組み、地域防災の中核となる人材の育成・確保を図ります。
- 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、一人ひとりの避難に関する個別避難計画の策定や避難訓練等の市町村の取組を支援します。
- 河川水位や土砂災害警戒情報などの防災情報について、住民への迅速・的確な提供に努めるとともに、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域³⁷の指定を推進します。
- 地域住民やNPO、企業等の多様な主体と連携し、県民協働による河川、海岸の維持管理に取り組みます。
- 気候変動により激甚化・頻発化する水災害に備えるため、流域に関わるあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる流域治水を推進します。
- 地域に根差した建設業者等が、地域住民の安全で安心な生活を支える社会資本の整備だけでなく、日常のパトロールや災害時の応急業務、早期の災害復旧にも対応できる環境づくりを推進します。

³⁶ 自主防災組織：災害対策基本法第5条第2項に規定する地域住民（町内会や自治会等）における自発的な組織。地域の住民同士が話し合い、いざいざというときに避難の呼びかけ・誘導、救出・救助、初期消火、避難所運営などを行うために自主的に組織する。

³⁷ 洪水浸水想定区域：近年の全国的な水災害の激甚化を受け、平成27年に改正された水防法に基づき、概ね1,000年に1回の確率で発生する、想定最大規模の降雨を対象として指定するもの。予想される浸水範囲、浸水の深さ、浸水の継続時間等を公表し、市町村におけるハザードマップの見直し等での活用を図っている。

2 「生活」

－ II 暮らしのゆたかさの継承

(1) 多面的機能の維持・保全

- 中山間地域等直接支払制度³⁸や多面的機能支払制度³⁹の取組を推進することにより、農業生産活動を継続させ、耕作放棄地の発生を防止するとともに、農業・農村の有する多面的機能⁴⁰の維持・発揮を図り、農村の維持・継承につながる地域づくり活動を支援します。
- 森林計画制度⁴¹や森林経営管理制度⁴²及び市町村が定める機能別ゾーニング⁴³等に基づき、森林の効率的で適切な管理に努め、多様な樹種や齢級で構成された多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくりを推進します。
- 保安林制度等の適正な運用に努めるとともに、治山事業の実施と森林の適正な管理に加え、林野火災対策や森林病虫害等の被害防止対策、県木フェニックスといった名木等の保全活動など安全・安心な森林づくりを推進します。
- 野生鳥獣による農林作物等への被害対策について、市町村や関係機関と連携しながら各集落の被害防止の取組等を支援し、地域が一体となった鳥獣被害対策の推進を図ります。
- 地域住民による伝統芸能等の保存・継承を進めるとともに、地域で守り伝えられた有形・無形の文化財を保存・活用する環境づくりを推進します。

³⁸ 中山間地域等直接支払制度：中山間地域の農業・農村が持つ多面的機能を確保する観点から、中山間地域等の条件不利地において5年以上営農活動を続けることを約束した農業者等に対して交付金を交付する制度。

³⁹ 多面的機能支払制度：17ページの脚注を参照。

⁴⁰ 多面的機能：15ページの脚注を参照。

⁴¹ 森林計画制度：森林資源の有効利用及び森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いについて、国や県、市町村が計画の策定等を行う制度。

⁴² 森林経営管理制度：森林所有者が経営管理できない森林について、市町村が権利を取得した上で、経営管理を自ら実施又は意欲と能力のある林業経営者に委ねることができる制度。

⁴³ 市町村が定める機能別ゾーニング：森林計画制度に基づき市町村が定める計画において、森林を水源かん養機能の増進や山地災害防止などの機能別に区分すること。

(2) 中山間地域の魅力の発信

- 「世界農業遺産⁴⁴高千穂郷・椎葉山地域」や「綾ユネスコエコパーク⁴⁵」、「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」などの世界ブランドを生かした取組や「霧島ジオパーク」の世界認定⁴⁶に向けた取組などを地元自治体等と連携しながら推進し、自然と人が共生する中山間地域をアピールすることにより、交流人口の増加等を図ります。
- 中山間地域が有する多面的かつ公益的な機能と魅力について理解を深めてもらうため、マスコミやインターネット等の様々な媒体を活用して県民に広く情報を発信します。
- 毎年10月を「中山間地域をみんなで支える県民運動」推進月間とし、中山間地域についての関心と理解を促進し、その価値や大切さの再認識を促す取組を行います。
- 観光誘客をはじめ、将来的な移住者の確保や企業等との連携につなげていくため、ワーケーションの受入推進を通して中山間地域の魅力を都市部へ発信します。
- 小・中学校において、社会科や総合的な学習の時間等におけるふるさと学習を通して、郷土宮崎に対する理解を深め、誇りや愛情を育み、地域社会の一員としての自覚と発展を願う態度の育成に努めます。
- 高等学校において、総合的な探究の時間をはじめ、学校における様々な教育活動を通して、地域社会の一員としての自覚や主権者として必要な資質を養い、郷土に対する誇りを育む教育に取り組みます。
- 世界農業遺産や棚田地域等の中山間地域の魅力の発信や、農泊等のグリーン・ツーリズム⁴⁷の推進により、農村の魅力を生かした地域間交流の活性化を図ります。
- 中山間地域の特色ある文化資源を活用し、地域づくりや県外誘客による地域活性化などにつながる取組を推進します。また、都市部を中心とした県外でのイベント等を通して、その魅力を県内外にアピールするとともに、地域住民の郷土への自信と誇りの醸成を図ります。

⁴⁴ 世界農業遺産：伝統的な農業・農法と、それによって育まれた文化や土地景観、生物多様性に富んだ世界的に重要な地域の農業システムを保全することを目的として、国際連合食糧農業機関(FAO)が認定するもの。

⁴⁵ ユネスコエコパーク：生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的として国際連合教育科学文化機関(UNESCO)が実施する「ユネスコ人間と生物圏計画」における一事業として実施し、「生物圏保存地域」として登録するもの。

⁴⁶ ジオパークの世界認定：地球活動の遺産を主な見所とする自然に親しむための公園のことで、国際連合教育科学文化機関(UNESCO)の正式事業である「国際地質科学ジオパーク計画」により、世界各国で推進されている。

⁴⁷ グリーン・ツーリズム：農山漁村でゆっくりと滞在しながら、豊かな自然の中で人とふれあい、食を味わい、農林漁業体験などを楽しみ休暇の過ごし方。

【目標指標】

項目名	設定 エリア	現況値	目標値
地域の課題や将来像に関する「話し合い」を行っている地域の割合	I	34.7% (令和3年度)	45.0% (令和8年度)
新たに住民主体で取り組む生活支援サービス等の取組数（累計）	I	19 件 (令和4年度)	27 件 (令和8年度)
新たに地域運営組織の形成に取り組む地域の数（累計）	I	一地域 (令和4年度)	4 地域 (令和8年度)
デマンド型交通を導入した市町村の数	II	11 市町村 (令和3年度)	16 市町村 (令和8年度)
訪問看護ステーション事業所数	II	29 事業所 (令和4年度)	33 事業所 (令和8年度)
こども家庭センターを設置した市町村の数	II	0 市町村 (令和4年度)	18 市町村 (令和8年度)
中山間地域に在住する防災士の数	II	1,821 人 (令和4年度)	2,419 人 (令和8年度)
鳥獣被害額	III	383,004 千円 (令和3年度)	242,618 千円 (令和7年度)
多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度取組面積	II	15,530ha (令和3年度)	16,100ha (令和8年度)

設定エリア I：条例上の中山間地域 II：現在の市町村域の全域が中山間地域となっている 18 市町村 III：県内全域

3 「しごと」

(1) 担い手の確保・育成

- 宮崎県農業・水産業ナビ「ひなた MAFiN」等のホームページやSNS等を活用した本県農業の魅力発信や就農相談会の開催等を通して、就農希望者を本県に「呼び込む」とともに、就農トレーニング施設等における技術修得支援や国の事業を活用した資金の交付等により、新規就農者の「確保・育成」に取り組みます。
- 女性・青年農業者の活躍の場づくり、高齢農業者や定年帰農者が農業を営む環境づくりと集落営農への参画を促進するとともに、法人化に向けた相談対応や他産業との連携及び農業参入の支援に取り組みます。
- 地域の人材が不足する中山間地域において、産地間連携など地域外から多様な人材を融通する仕組みづくりに取り組みます。
- 中山間地域総合整備事業等を活用した農業の生産性と生活環境の維持・向上により、担い手の地域への定着を図ります。
- 「みやざき林業大学校」において、森林・林業の知識や技術をはじめ、林業・木材産業に精通した人材を幅広く、各段階で総合的に育成します。
- 再造林の推進に向けた担い手の確保のため、森林組合をはじめとする林業事業体における都市部からの人材を呼び込むための取組や、造林保育作業に従事する新規就業者を継続して雇用する取組を支援します。
- お試し就業や就業準備給付金等により都市部から人材を呼び込むことで、高齢化等で生産者の減少が顕著な地域の特用林産業の担い手を確保します。
- 漁業の後継者や新たな担い手の育成により漁業の承継を円滑に行う仕組みづくりを推進するなど、漁業の担い手や経営体を確保・育成します。
- 宮崎県事業承継ネットワークの構成機関と連携・協力して、円滑な事業承継の推進を図るとともに、中山間地域での多様な働き方や魅力の発信等を通して、後継者のいない事業者と移住者・求職者とのマッチングを促進します。
- 県内に就職した若者に対し、県内企業等と連携しながら奨学金の返還支援を行うことにより、宮崎の将来を担う産業人材の確保を図ります。
- 人口急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するため、特定地域づくり事業協同組合の設立を検討する市町村等の取組を支援します。

(2) 中山間地域の特性に合った産業の振興

- 意欲ある多様な農業者が集落ぐるみで農業に取り組む集落営農組織を育成するなど、担い手の減少や高齢化の進行に対応した地域農業を守る仕組みづくりに取り組みます。
- 中山間地域の特性を生かした収益性の高い園芸作物（カラーピーマン、トマト、きんかん、りんどう等）の生産拡大と安定生産を推進します。
- ゆず、くり等の中山間地域果樹産地を維持するため、優良園地の継承や受託作業の組織化等に取り組むとともに、加工用原料を安定供給する専用園地づくりを推進します。
- 漁業における収益性の高い経営体を育成するため、新たな操業体制への転換などの収益性向上の取組を加速し、厳しい経営環境下にも耐えうる漁業モデルの普及を行います。
- 漁業経営体を支え、収益性の向上に貢献できるよう、漁業協同組合及び系統組織全体の基盤強化と合理化を推進します。
- 中山間地域の経済と雇用を支え、災害時等にも重要な役割を果たす建設産業について、技術と経営に優れ、地域の活性化に貢献する建設業者が成長できる環境づくりなど、その育成を図るとともに、経営基盤強化への取組を支援します。
- 中小企業・小規模事業者の活性化と経営の安定を図るため、円滑な事業資金の供給、事業承継の支援、支援事業の活用などの国や市町村、金融機関、支援機関等と連携した支援に取り組みます。
- 中小企業・小規模事業者の新事業や新分野進出等を支援するため、(公財)宮崎県産業振興機構や商工団体等の産業支援機関の支援体制の充実を図ります。
- お試し就業や就業準備給付金等により都市部から人材を呼び込むことで、中山間地域において重要な産業である特用林産業の振興を図ります。
- 若者やU I J ターン者に対し、起業・創業に関する周知・情報提供等を行うとともに、起業・創業に挑戦しやすい環境づくりを進めます。
- 捕獲した野生鳥獣のジビエ⁴⁸としての利活用を促進するため、高い衛生管理による処理方法等の普及や安定的な生産・流通体制の確立、ジビエの認知度向上に取り組みます。
- 半農半X⁴⁹やマルチワーク⁵⁰など、地域の特性を生かした農林業を核としながら、別の仕事も組み合わせる複合的経営等の支援に関係機関等と一体となって取り組みます。

⁴⁸ ジビエ(gibier 仏語)：狩猟で得られた天然の野生鳥獣の食肉。

⁴⁹ 半農半X：農業とやりたい仕事等を両立させる生き方。

⁵⁰ マルチワーク：季節や時間ごとに、複数の仕事に従事する働き方。

- 沿海地域の集出荷施設を活用した出荷など、冬春産地との連携による夏秋野菜等の生産を振興します。
- 耕作放棄地の解消、飼料自給率の向上、飼養管理の省力化などに有効な放牧面積の拡大を推進します。
- 中山間地域における産業振興を図るため、中山間地域産業振興センターにおいて、地域資源を活用した事業者等の取組を推進します。

(3) 地域資源を生かした稼ぐ力の向上

- 地域の特性や地域資源を有効に活用しながら、農商工連携⁵¹や6次産業化⁵²をはじめとして、フードビジネスの取組をさらに進めることにより、地域の新たな成長産業を創出し、所得向上や雇用機会の確保を促進します。
- 中山間地域の観光地としての魅力向上を図るため、海や森林、神話といった地域資源を生かし、中山間地域ならではの新たな観光資源の開発や既存の観光資源の更なる磨き上げを行うとともに、これらの観光資源を生かした地域間の交流を促進します。
- グリーン・ツーリズムや森林セラピー、マリンスポーツなどの体験・滞在型観光の取組、各種の体験メニュー等を取り入れた教育旅行の誘致や農家民泊受入等を推進します。
- 農山漁村地域における経済的な効果の創出や活性化を図るため、農林漁家が経営する民宿等の取組を促進するとともに、他業種と連携した取組を推進します。
- 多様な分野での木材利用を推進し、県産材の需要拡大に努めるとともに、しいたけや木炭等の特産物の消費・販路拡大の取組を支援し、生産者の所得向上及び山村地域の活性化を図ります。
- 多様な業種の事業者が一体となって地域の食資源を活用した新商品・サービスの開発に取り組む「ローカルフードプロジェクト（LFP）」や、市町村を単位とした「産地型商社⁵³」の育成による地域ぐるみの6次産業化を推進します。

⁵¹ 農商工連携：農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを生かして売れる新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うこと。

⁵² 6次産業化：産出された生産物を、付加価値をつけ流通・販売まで業務展開すること。生産（第1次産業）、製造・加工（第2次産業）、流通・販売（第3次産業）を併せて行うため、全てを足して（又は乗じて）6次産業と称される。

⁵³ 産地型商社：農産物や観光等の地域資源のブランド化をプロデュースする「地域商社」の機能に加え、産地の持続的発展に向けた各種積極的な支援を展開する組織等。

(4) 新しい技術や手法の導入

- 光ファイバや5G（第5世代移動通信システム）等の情報通信網及びICTについて、今後の動向を注視しながら、医療や福祉、教育、防災、産業等の様々な分野での積極的な利活用を図ります。
- 森林施業の省力化・効率化を図るため、GISやICT等を活用した新たな作業システムの実証などに取り組み、スマート林業を推進します。
- 中山間地域の労働力不足や生産性向上等の課題に対応するため、ロボット技術やICT等の先端技術を活用し、超省力化や高品質化を図るスマート農業導入の取組を促進します。
- 漁業における収益性の高い経営体を育成するため、ICTを活用した漁業モデルや、生産性の高い養殖システムの開発など、新たな取組を推進します。
- 中小企業・小規模事業者が自らの経営資源等を生かして取り組む新商品・新技術の開発や新たな生産・販売方式の導入などに寄与するため、経営革新や農商工連携等の取組を促進します。
- 住民の多様かつ小さな需要に応えるため、また、単体の事業では不足する収益性や雇用力を補うため、従来は別々に実施していた事業を複合化し、分野や業種を超えて商品やサービスを提供する取組を促進します。

(5) 地域経済循環の促進

- 地域で稼いだ所得を地域内で循環させて地域経済を活性化させるため、研修会等を通して、経済循環の取組を促進します。
- 地域で必要なものを地域で生産し、地元で買い物をすることで、自分たちの生活サービスの基盤を守る「広い意味での地産地消」意識の醸成を図ります。
- 持続可能な農業を構築するため、飼料用米・稲わら、堆肥等の地域資源を有効利用するための生産・流通・販売体制を構築し、地域内での耕畜連携による資源循環の取組を促進します。
- 木質バイオマス⁵⁴や小水力発電⁵⁵等、中山間地域に多く賦存する資源を活用した再生可能エネルギーの利活用を促進します。

⁵⁴ 木質バイオマス：木材からなるバイオマスの総称で、主に樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。

⁵⁵ 小水力発電：中小河川、用水路等、様々な水流を利用して行う、数十kW～数千kW程度の比較的小規模な発電（一般的には1,000kW以下）の総称。

【目標指標】

項目名	設定 エリア	現況値	目標値
農林水産業の新規就業者数	Ⅲ	613 人 (令和3年・年度)	710 人 (令和7年・年度)
特定地域づくり事業協同組合の認定件数 (累計)	Ⅰ	2 組合 (令和4年度)	7 組合 (令和8年度)
産地型地域商社設立数 (累計)	Ⅱ	1 社 (令和4年度)	3 社 (令和8年度)
I C Tを活用した森林管理・調査に取り 組む事業体数 (累計)	Ⅲ	12 者 (令和3年度)	28 者 (令和8年度)
スマート農業導入戸数 (耕種・畜産計) (累計)	Ⅲ	2,020 戸 (令和3年度)	3,120 戸 (令和7年度)

設定エリア Ⅰ：条例上の中山間地域 Ⅱ：現在の市町村域の全域が中山間地域となっている 18 市町村 Ⅲ：県内全域

第4節 継続して行う基盤づくり

第3節に掲げる重点施策のほか、中山間地域が生活や生産活動の場として維持・活性化され、また、水源かん養等の公益的な機能を発揮するよう、引き続き、地域の基盤づくりとなる以下の施策に取り組みます。

1 産業基盤の整備

- 農業の生産性を高める基盤整備を進めるとともに、農業用施設等の適切な保全管理と防災・減災対策、長寿命化を推進します。
- 農林水産物の加工・流通体制の強化や付加価値向上を通して、競争力のある生産・供給体制への転換を推進します。
- 生産技術の高度化や収益性の高い作付け体系への転換など、中山間地域における農産物生産の収益力向上を推進します。
- 中山間地域の畜産生産基盤を強化するとともに、家畜防疫レベルの向上を図ります。また、放牧やコントラクター⁵⁷を活用した粗飼料の自給率向上や地域ぐるみでの担い手の確保と生産性向上に向けた取組を推進します。
- 持続可能な林業・木材産業づくりのため、路網整備や高性能機械の導入等、森林施業や木材生産の効率化・合理化を図ります。
- 水産物の生産及び流通の基盤となる漁港施設の整備や防災・老朽化対策を推進するとともに、水産資源の回復と適切な利用管理を促進し、持続的な水産業を構築します。
- 中山間地域が有している豊富な農林水産資源等の地域資源を生かしたフードビジネス関連産業や情報関連産業など、今後の成長が期待できる産業について、各地域の特性に応じた立地活動を展開します。

⁵⁷ コントラクター：畜産農家等から飼料作物の収穫作業等の農作業を受託する組織。

2 県土づくり

- 自然災害による被害を防止・軽減するため、治山・治水及び海岸の保全対策をはじめ、山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組や森林の適正保全に取り組みます。
- 土砂災害に備え、要配慮者利用施設等を保全対象とする緊急度の高い箇所について重点的に施設整備を推進します。
- 広域的な交通・物流ネットワークの基盤となる高規格道路の早期整備に取り組むとともに、これと一体となって機能する国県道の整備を進めます。
- 災害時の道路機能の確保及び集落の孤立化防止のため、緊急輸送道路等の整備や道路防災対策、橋梁の耐震対策を推進します。
- 道路や河川、港湾、漁港、公園、県有建物などの社会資本の総合的かつ計画的な整備を進めることにより、国土強靱化や防災力の強化を図ります。
- 既存の社会資本ストックについて、施設の特性に応じた適切な維持管理や長寿命化などを行うことにより、その機能維持を図ります。その中でも、損傷時の社会的影響が大きい橋梁やトンネル、ダム、大規模な水門などの施設については、維持管理費の最小化と平準化を目的とするアセットマネジメントの取組を推進します。

3 環境の保全

- 森林づくりや環境保全活動等に関心の高い住民や企業・団体の活動や、学校や地域等が取り組む森林・林業体験活動などを支援し、“森林を県民全体で守っていく”という意識の醸成を図ります。
- 水道施設や営農飲雑用水施設等の整備や下水道事業・浄化槽整備事業を行う市町村に対して、技術的・財政的な支援を行うとともに、関係機関等と連携して水環境の保全を推進します。
- 本県の豊かな水環境を守るため、水源かん養機能を維持する森林づくりを進めるほか、家庭、学校、地域等における「環境教育」を推進します。

第5節 計画の推進

1 県、市町村、住民等の連携・協働

人口減少下においても中山間地域のかげがえのないくらしや資源を守っていくためには、県、市町村、住民等の多様な主体が、適切な役割分担と更なる連携・協働のもと、一体となって中山間地域の振興に取り組んでいくことが重要です。

(1) 県の役割

- この計画に基づき、中山間地域の振興に関する施策を関係部局が連携し、総合的かつ計画的に推進するとともに、地域間の総合調整を行います。
- 中山間地域が有する公益的機能等について広く理解の促進を図るとともに、中山間地域での住民の主体的な取組を支援します。
- 地域の実情や課題の把握に努め、それらに即した横断的な施策について、関係部局が連携し、住民や市町村、関係団体等と連携した取組を支援します。
- 本計画の施策を着実に展開することができるよう、国に対して、総合的かつ計画的な対策の推進についての提案・要望等を行っていきます。

(2) 市町村の役割

- 地域振興の中核を担う行政組織として、県、他市町村、住民等と連携して、地域の実情に応じた施策の推進に努めます。
- 住民に最も近い立場にあることを踏まえ、地域の実態や住民ニーズの把握に努めます。
- 住民の主体的かつ意欲的な取組や地域づくり団体への支援等、住民やNPO、民間企業等、多様な主体と連携した地域づくりに努めます。

(3) 住民、NPO、民間企業等の役割

- 中山間地域が有する公益的・多面的機能や、中山間地域と都市部との共生・互恵の関係についての理解を深めるよう努めます。
- 中山間地域の住民は、集落の将来像や課題等について自ら考えるとともに、多様な主体がそれぞれの特技やマンパワーを持ち寄り、創意工夫のもと、一体となって地域課題の解決・改善に努めます。
- 中山間地域と都市部との交流活動に参加するなど、中山間地域への関心や関わりを深め、様々な形で地域を支える行動を起こすよう努めます。
- 民間企業は、中山間地域の資源を見つめ直し、事業化に向けた取組を進めるとともに、企業活動として積極的に中山間地域との交流を図ります。

2 県における推進体制

この計画に基づき、中山間地域の振興を図るため、各部局が認識を共有し、連携して全庁的に施策を推進します。

また、厳しい財政状況の中、中山間地域が本県にとって重要な地域であることを踏まえ、その振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

(1) 宮崎県中山間地域対策推進本部

知事を本部長、副知事を副本部長、各部局長を本部員とする「宮崎県中山間地域対策推進本部」のもと、全庁的な連携を図りながら本県の中山間地域対策を総合的に推進します。

(2) 中山間地域振興協議会

県や市町村、地域住民等で構成する中山間地域振興協議会を通じて、県内各地域の現状や意見等を把握するとともに、県民運動の展開を図り、地域の実情に応じた中山間地域対策の積極的な推進に努めます。

(3) 調査研究体制

中山間地域の現状を十分に把握し、中山間地域の振興に関する施策の充実を図るため、中山間地域に関する調査研究に努めます。

第4章 条例等

1 宮崎県中山間地域振興条例

平成23年3月22日条例第20号
改正 令和3年7月7日条例第22号

宮崎県中山間地域振興条例をここに公布する。

宮崎県中山間地域振興条例

本県の中山間地域は、そこで暮らす人々にとってかけがえのない生活の場であるとともに、神話、神楽等に代表される個性豊かな文化を育み伝えている。また、木材や私たちが生きていく上で必要不可欠な食料、水の供給をはじめ、水源かん養、国土の保全等の多面的機能を有し、特にバイオマス資源の供給源や炭素の吸収源として、低炭素社会の構築にも重要な機能を担うことが期待されている。

しかし、このような重要な機能を有する本県の中山間地域では、過疎化、高齢化が急速に進行し、将来の存続が危ぶまれる集落が見受けられるとともに、基幹産業である農林業の低迷と担い手の減少により農地と森林が荒廃し、中山間地域の持つ多面的機能が著しく低下することが懸念されている。

このようなことから、中山間地域では、住民が自らの地域に誇りを持ち安心して生活を営めるよう、そして、中山間地域の貴重な資源と多面的機能を次の世代へ引き継げるよう、県、市町村、県民等が一体となり中山間地域の振興に取り組んでいくことが必要である。

そこで、私たち宮崎県民は、協働して中山間地域の振興を図ることについて、最大限の努力をすることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中山間地域の振興に関する基本方針を定め、県、市町村及び県民等の役割を明らかにするとともに、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで安心して住みよい持続可能な地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「中山間地域」とは、次の各号のいずれかに該当する区域をいう。

- (1) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された区域
- (2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村として指定された区域
- (3) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された区域
- (4) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- (5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規

定する過疎地域（同法第3条第1項及び第2項、第41条第1項、同条第2項（同条第3項の規定において準用する場合を含む。）、第42条並びに第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する地域として規則で定める区域

2 この条例において「県民等」とは、県民、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）及び事業者をいう。

（基本方針）

第3条 中山間地域においては、地域の将来は住民自らが決定するとの基本的な考えに基づき、住民の自主的かつ主体的な地域づくりに関する取組の促進が図られなければならない。

2 中山間地域は、地理的条件が他の地域に比較して不利な状況であること、県民の生活に重要な役割を果たしていること、県勢発展を図る上で重要な地域であること等に十分に配慮した施策が実施されなければならない。

3 中山間地域の振興は、都市部と中山間地域がともに支え合う共生の考えのもと、それぞれの機能を相互に理解し、県、市町村及び県民等が協働して県土の均衡ある発展が図られるよう推進されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本方針（以下「基本方針」という。）にのっとり、中山間地域の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市町村の役割）

第5条 中山間地域をその区域に含む市町村は、基本方針にのっとり、地域振興の中核を担う行政組織として、県及び県民等と連携して施策の推進に努めるものとする。

（県民等の役割）

第6条 県民等は、基本方針にのっとり、中山間地域が有する多面的機能に対する理解を深め、中山間地域の振興を図るための取組に協力するよう努めるものとする。

（振興計画）

第7条 知事は、基本方針に基づき、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、中山間地域の振興に関する計画を策定するものとする。

2 知事は、前項の計画に基づいて行った主な施策に関して、毎年、議会に報告するものとする。

（調査及び研究）

第8条 県は、中山間地域の現状を十分に把握するとともに、中山間地域の振興に関する施策の充実を図るため、調査及び研究に努めるものとする。

（推進体制の整備）

第9条 県は、中山間地域の振興に関する施策を積極的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

（財政上の措置）

第10条 県は、中山間地域の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年7月7日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の宮崎県中山間地域振興条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

2 宮崎県中山間地域振興条例第2条第1項第6号の区域を定める規則

平成23年3月22日規則第4号
改正 平成26年4月24日規則第31号
令和3年7月7日規則第41号
令和4年5月19日規則第30号

宮崎県中山間地域振興条例第2条第1項第6号の区域を定める規則をここに公布する。

宮崎県中山間地域振興条例第2条第1項第6号の区域を定める規則

宮崎県中山間地域振興条例（平成23年宮崎県条例第20号）第2条第1項第6号の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 宮崎市のうち、昭和25年2月1日における宮崎郡木花村及び青島村並びに東諸県郡高岡町並びに平成17年2月1日における宮崎郡田野町
- (2) 都城市のうち、昭和25年2月1日における北諸県郡西岳村及び中郷村
- (3) 延岡市のうち、昭和25年2月1日における東臼杵郡南方村及び南浦村
- (4) 小林市のうち、平成17年2月1日における小林市
- (5) 日向市のうち、昭和25年2月1日における児湯郡美々津町及び東臼杵郡岩脇村
- (6) 北諸県郡三股町
- (7) 東諸県郡国富町のうち、昭和25年2月1日における東諸県郡八代村

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年4月24日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年7月7日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の宮崎県中山間地域振興条例第2条第1項第6号の区域を定める規則の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年5月19日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の宮崎県中山間地域振興条例第2条第1項第6号の区域を定める規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。

3 地域振興5法指定地域及び中間・山間農業地域

令和5年4月1日現在

市町村名	地域振興立法(5法)上の分類					5法対象	農業地域類型の中間・山間農業地域 (S25.2.1.時点の市町村単位)	中山間地域該当市町村
	過疎法	山村振興法	離島振興法	半島振興法	特定農山村法			
宮崎市					▲	▲		▲
旧宮崎市							▲ 木花村、青島村	/
旧清武町							●	
旧田野町							●	
旧佐土原町							●	
旧高岡町					▲紙屋、穆佐	▲	●	
都城市	▲	▲			▲	▲		▲
旧都城市							▲ 西岳村、中郷村	/
旧山之口町	●	●			●	●	●	
旧高城町	●					●	●	
旧山田町	●					●	●	
旧高崎町	●					●	●	
延岡市	▲	▲	▲		▲	▲		▲
旧延岡市			▲島野浦島			▲	▲ 南方村、南浦村	/
旧北方町	●	●			●	●	●	
旧北川町	●	●			●	●	●	
旧北浦町	●	●			●	●	●	
日南市	●	▲	▲	▲	●	●		●
旧日南市	●	▲鶴戸、酒谷			●	●	▲ 日南市、細田町、榎原村、鶴戸村、酒谷村	/
旧北郷町	●	●			●	●	●	
旧南郷町	●		▲大島	●	●	●	●	
小林市	▲	▲			▲	▲		●
旧小林市							●	/
旧野尻町	●					●	●	
旧須木村	●	●			●	●	●	
日向市	▲	▲			▲	▲		▲
旧日向市							▲ 美々津町、岩脇村	/
旧東郷町	●	●			●	●	●	
串間市	●	▲本城、都井	▲築島	●	●	●	▲ 福島町、大東村、本城村、都井村、市木村	●
西都市		▲三財、三納、東米良村の一部			●	●	▲ 上穂北村、三財村、三納村、東米良村の一部	●
えびの市	●				▲加久藤	●	●	●
三股町							●	●
高原町	●					●		●
国富町							▲ 八代村	▲
綾町		●			●	●	●	●
高鍋町								
新富町								
西米良村	●	●			●	●	●	●
木城町		●			●	●	●	●
川南町								
都農町	●					●	●	●
門川町					●	●	●	●
諸塚村	●	●			●	●	●	●
椎葉村	●	●			●	●	●	●
美郷町	●	●			●	●		●
旧南郷村	●	●			●	●	●	/
旧西郷村	●	●			●	●	●	
旧北郷村	●	●			●	●	●	
高千穂町	●	▲田原、岩戸			●	●	●	●
日之影町	●	●			●	●	●	●
五ヶ瀬町	●	●			●	●	●	●
県計	16	16	3	2	19	21	37	23

●は全部、▲は一部指定

参 考 资 料

「ひと」の状況

人口の推移

市町村名	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	対H27
宮崎市 市全域	384,391	392,178	395,593	400,583	401,138	401,339	100.1%
中山間地域のみ	40,968	43,048	41,889	40,277	38,874	38,838	99.9%
旧宮崎市 木花村	11,532	13,999	14,310	13,982	13,649	13,622	99.8%
青島村	4,067	3,880	3,786	3,742	3,564	3,555	99.7%
旧田野町	12,428	12,321	11,580	11,025	10,706	10,855	101.4%
旧高岡町	12,941	12,848	12,213	11,528	10,955	10,806	98.6%
都城市 市全域	174,054	171,812	170,955	169,602	165,029	160,640	97.3%
中山間地域のみ	53,741	52,089	49,702	46,806	43,543	40,075	92.0%
旧都城市 西岳村	3,093	2,799	2,582	2,337	2,011	1,584	78.8%
中郷村	9,308	9,400	9,227	8,917	8,767	8,206	93.6%
旧山之口町	7,561	7,322	6,935	6,635	6,310	5,817	92.2%
旧高城町	12,915	12,570	11,944	11,191	10,392	9,789	94.2%
旧山田町	8,811	8,615	8,288	7,809	7,071	6,531	92.4%
旧高崎町	12,053	11,383	10,726	9,917	8,992	8,148	90.6%
延岡市 市全域	141,751	139,176	135,182	131,182	125,159	118,394	94.6%
中山間地域のみ	38,310	37,975	36,862	35,380	33,272	30,963	93.1%
旧延岡市 南方村	20,534	21,119	21,162	21,315	20,897	20,001	95.7%
南浦村	2,654	2,441	2,153	1,921	1,576	1,360	86.3%
旧北方町	5,339	4,987	4,680	4,244	3,861	3,338	86.5%
旧北川町	5,019	4,824	4,478	4,002	3,531	3,207	90.8%
旧北浦町	4,764	4,604	4,389	3,898	3,407	3,057	89.7%
日南市	65,809	63,421	60,914	57,689	54,090	50,848	94.0%
小林市	52,828	51,697	49,820	48,270	46,221	43,670	94.5%
日向市 市全域	64,341	64,186	63,555	63,223	61,761	59,629	96.5%
中山間地域のみ	12,838	12,149	11,516	10,782	9,939	9,135	91.9%
旧日向市 美々津町	2,755	2,627	2,448	2,357	2,174	2,081	95.7%
岩脇村	4,544	4,332	4,179	3,969	3,768	3,501	92.9%
旧東郷町	5,539	5,190	4,889	4,456	3,997	3,553	88.9%
串間市	25,243	23,647	22,118	20,453	18,779	16,822	89.6%
西都市	36,331	35,381	34,087	32,614	30,683	28,610	93.2%
えびの市	25,872	24,906	23,079	21,606	19,538	17,638	90.3%
三股町	22,941	24,056	24,545	24,800	25,404	25,591	100.7%
高原町	11,619	11,254	10,623	10,000	9,300	8,639	92.9%
国富町 町全域	22,130	22,367	21,692	20,909	19,606	18,398	93.8%
中山間地域のみ	4,719	4,612	4,350	4,045	3,621	3,182	87.9%
八代村	4,719	4,612	4,350	4,045	3,621	3,182	87.9%
綾町	7,419	7,596	7,478	7,224	7,345	6,934	94.4%
高鍋町	22,886	22,748	22,522	21,733	21,025	19,922	94.8%
新富町	18,037	19,058	18,608	18,092	17,373	16,564	95.3%
西米良村	1,543	1,480	1,307	1,241	1,089	1,000	91.8%
木城町	5,727	5,759	5,531	5,177	5,231	4,895	93.6%
川南町	18,053	17,630	17,323	17,009	16,109	15,194	94.3%
都農町	12,618	12,321	11,811	11,137	10,391	9,906	95.3%
門川町	19,155	19,287	19,207	18,854	18,183	17,379	95.6%
諸塚村	2,687	2,402	2,119	1,882	1,739	1,486	85.5%
椎葉村	4,160	3,769	3,478	3,092	2,808	2,503	89.1%
美郷町	8,251	7,509	6,874	6,248	5,480	4,826	88.1%
高千穂町	16,780	15,843	14,778	13,723	12,755	11,642	91.3%
日之影町	5,928	5,445	5,031	4,463	3,946	3,635	92.1%
五ヶ瀬町	5,265	5,079	4,812	4,427	3,887	3,472	89.3%
中山間地域計	480,752	470,725	451,931	430,190	406,118	381,689	94.0%
県計	1,175,819	1,170,007	1,153,042	1,135,233	1,104,069	1,069,576	96.9%

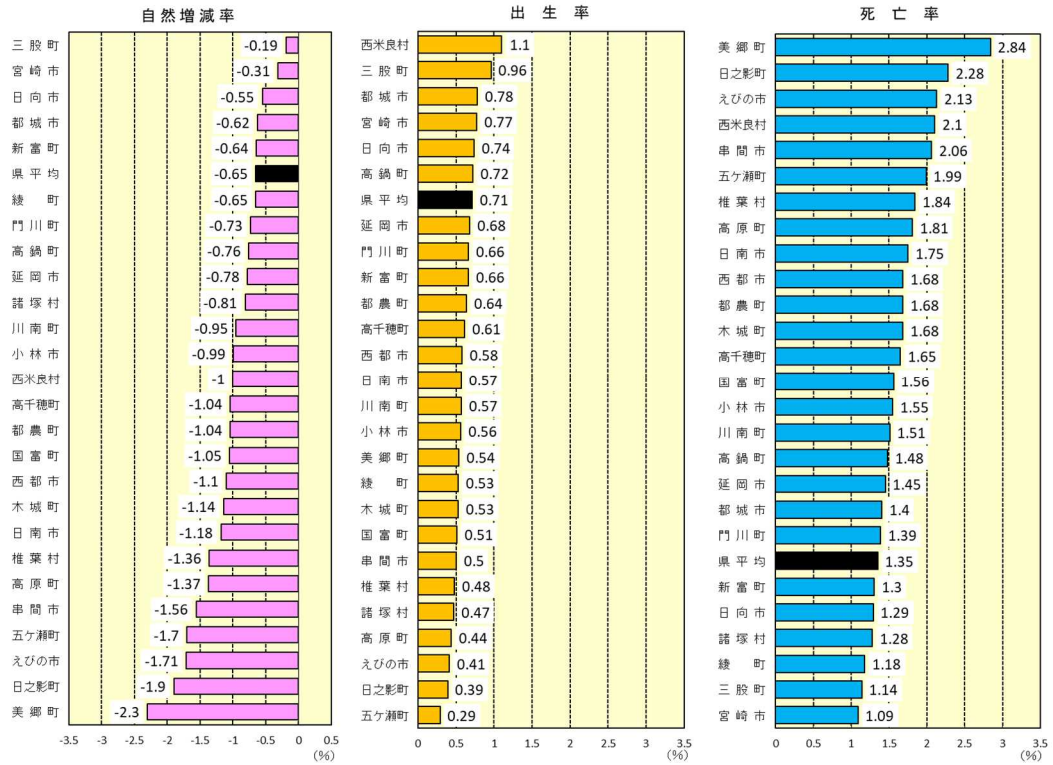
資料：総務省統計局「国勢調査結果」より県中山間・地域政策課作成。

国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計

	2015年 国勢調査	2020年 推計	2025年 推計	2030年 推計	2035年 推計	2040年 推計	2045年 推計	2015年を 100とした 割合
宮崎県	1,104,069	1,066,719	1,023,170	976,626	928,034	876,863	824,806	74.7
宮崎市	401,138	399,619	394,839	387,659	378,275	366,714	353,770	88.2
都城市	165,029	159,293	152,757	146,021	139,295	132,402	125,496	76.0
延岡市	125,159	118,491	111,312	104,062	96,820	89,544	82,423	65.9
日南市	54,090	50,395	46,562	42,732	38,981	35,285	31,695	58.6
小林市	46,221	43,970	41,482	38,927	36,414	33,887	31,308	67.7
日向市	61,761	59,759	57,324	54,590	51,704	48,639	45,498	73.7
串間市	18,779	17,031	15,295	13,651	12,109	10,633	9,229	49.1
西都市	30,683	28,566	26,378	24,203	22,079	19,921	17,797	58.0
えびの市	19,538	17,635	15,765	14,018	12,344	10,746	9,247	47.3
三股町	25,404	25,641	25,538	25,150	24,567	23,881	23,150	91.1
高原町	9,300	8,589	7,862	7,165	6,515	5,878	5,220	56.1
国富町	19,606	18,250	16,874	15,508	14,134	12,706	11,253	57.4
綾町	7,345	7,231	7,011	6,743	6,469	6,182	5,916	80.5
高鍋町	21,025	20,131	19,199	18,198	17,155	16,101	15,081	71.7
新富町	17,373	16,512	15,564	14,594	13,569	12,490	11,421	65.7
西米良村	1,089	968	855	759	685	619	566	52.0
木城町	5,231	5,020	4,769	4,507	4,245	3,979	3,725	71.2
川南町	16,109	15,145	14,131	13,079	12,007	10,896	9,794	60.8
都農町	10,391	9,843	9,055	8,276	7,478	6,677	5,919	57.0
門川町	18,183	17,314	16,363	15,368	14,343	13,299	12,266	67.5
諸塚村	1,739	1,498	1,288	1,103	939	798	667	38.4
椎葉村	2,808	2,479	2,160	1,871	1,621	1,399	1,191	42.4
美郷町	5,480	4,809	4,185	3,627	3,125	2,636	2,190	40.0
高千穂町	12,755	11,713	10,674	9,678	8,735	7,803	6,865	53.8
日之影町	3,946	3,407	2,942	2,540	2,183	1,849	1,540	39.0
五ヶ瀬町	3,887	3,410	2,986	2,597	2,243	1,899	1,579	40.6

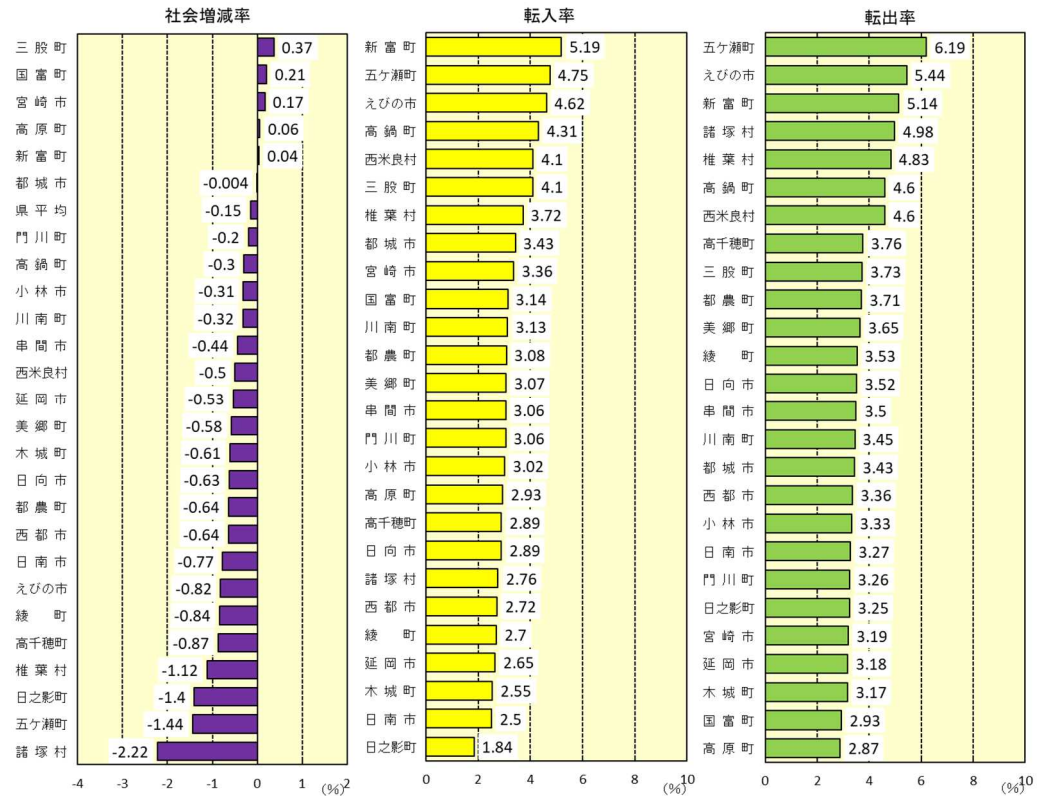
資料：国立社会保障・人口問題研究所発表 日本の地域別将来推計人口（2018 推計）

市町村別自然増減率の状況（令和3年10月～令和4年9月）



資料：県統計調査課「宮崎県の人口」令和3年年報。自然増減率＝自然増減数÷期始め人口×100

市町村別社会増減率の状況（令和3年10月～令和4年9月）



資料：県統計調査課「宮崎県の人口」令和3年年報。社会増減率＝社会増減数÷期始め人口×100

高齢化率と世帯数の状況

高齢化率50%かつ世帯数9戸以下… 204 集落 (12.1%)

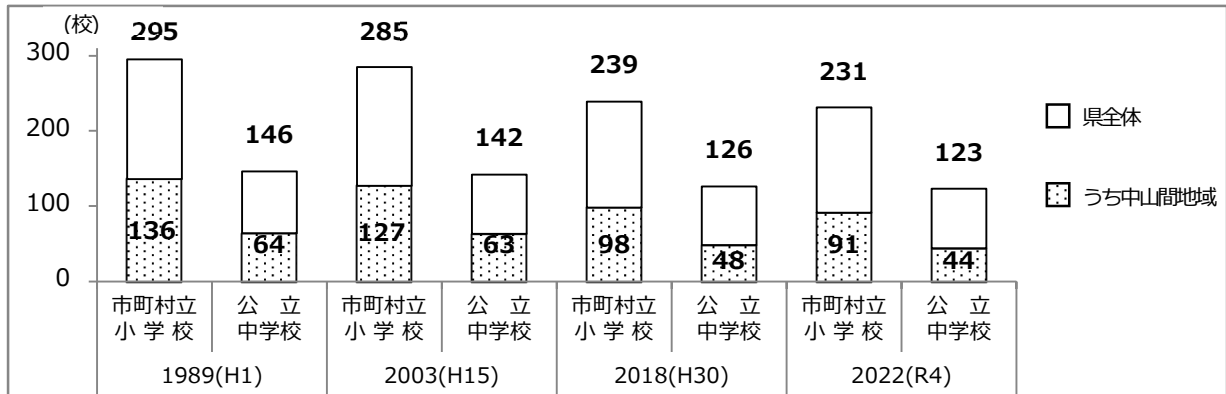
(単位：集落)

		世帯（戸数）規模別の集落数									計	
		～4戸	～9戸	～14戸	～19戸	～24戸	～29戸	～34戸	～39戸	～44戸		45戸～
高齢化率別の集落数	90%～	13	13	1	2	0	1	0	0	1	0	31
	80%～	9	17	7	1	2	2	1	1	0	2	42
	70%～	6	25	19	10	9	5	1	0	3	7	85
	60%～	15	41	43	31	19	14	8	12	7	34	224
	50%～	15	50	48	41	20	19	22	10	20	147	392
	40%～	7	42	35	24	16	18	14	15	7	286	464
	30%～	4	26	16	13	7	10	3	5	9	197	290
	20%～	2	16	6	2	3	3	1	0	2	67	102
	10%～	0	6	4	1	1	1	2	0	0	9	24
	0%～	6	12	5	2	0	0	0	0	0	3	28
計		77	248	184	127	77	73	52	43	49	752	1,682

資料：県中山間・地域政策課「中山間地域の集落の状況等に関する調査」より作成（令和4年4月1日現在）。
集落単位による数値を把握することができない宮崎市及び都城市の一部区域を除いた集落数で算定。

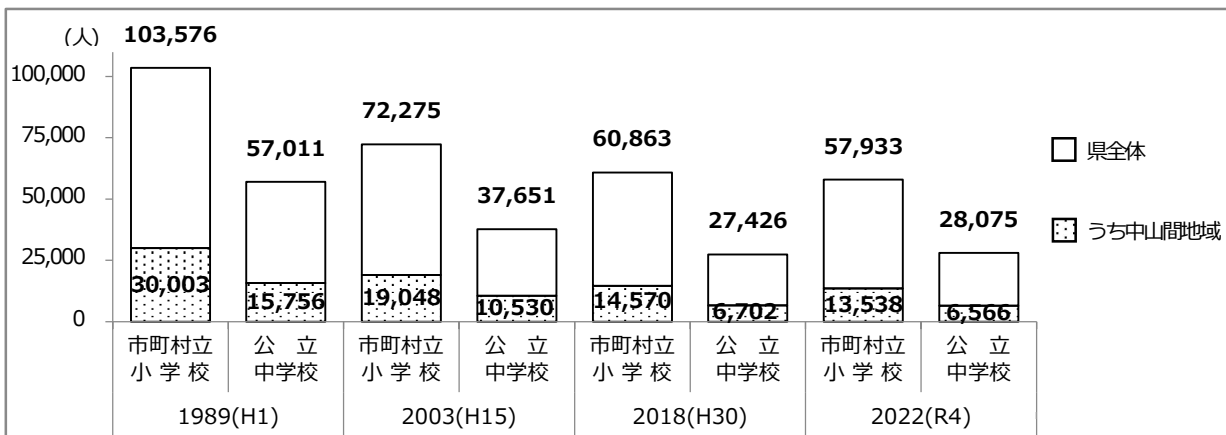
市町村立小学校数及び児童・生徒数の状況

【学校数】



資料：宮崎県教育委員会「宮崎県の教育」より県中山間・地域政策課が作成。「中山間地域」は、全域が中山間地域に該当する18市町村の数。校数には分校を含み、義務教育学校（西郷、美郷北、島野浦学園の3校）は含まない。

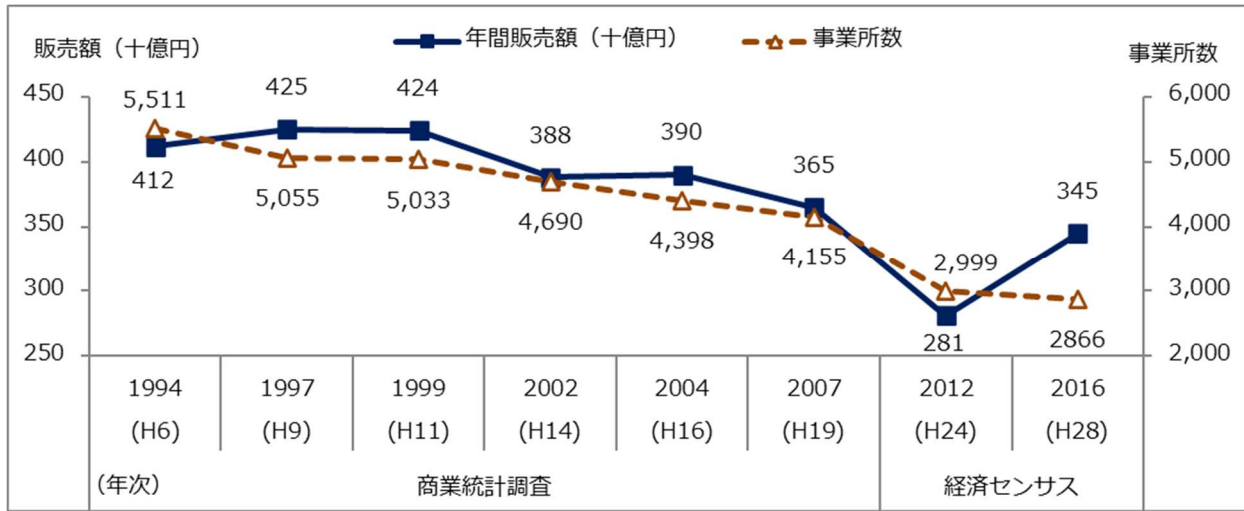
【児童・生徒数】



資料：宮崎県教育委員会「宮崎県の教育」より県中山間・地域政策課が作成。「中山間地域」は、全域が中山間地域に該当する18市町村の数。児童・生徒数には分校を含み、義務教育学校（西郷、美郷北、島野浦学園の3校）は含まない。

■ 「生活」の状況

卸売業・小売業の年間販売額と事業所数の推移



資料：平成6（1994）年～平成19（2007）年は経済産業省「商業統計調査」、平成24（2012）年～平成28（2016）総務省・経済産業省「経済センサス 活動調査」（※商業統計調査と経済センサスでは調査手法が異なる）

へき地市町村における無医地区数、無歯科医地区数及び医師数等

へき地市町村	無医地区数	無歯科医地区数	医師数(人)	人口(人)	面積(平方キロメートル)	人口千人当たり医師数(人)	1平方キロメートル当たり医師数(人)
都 城市			367	161,968	653.36	2.27	0.56
延岡市	3	4	236	120,696	868.02	1.96	0.27
日南市	1	1	130	51,781	536.11	2.51	0.24
小林市			90	44,581	562.95	2.02	0.16
日向市			102	60,559	336.94	1.68	0.30
串間市	1	1	35	17,775	295.17	1.97	0.12
西都市		1	54	29,569	438.79	1.83	0.12
えびの市			30	18,473	282.93	1.62	0.11
高原町			9	8,859	85.39	1.02	0.11
綾町			6	7,111	95.19	0.84	0.06
西米良村			2	1,040	271.51	1.92	0.01
木城町			1	5,090	145.96	0.20	0.01
都農町			7	10,169	102.11	0.69	0.07
諸塚村	3	3	2	1,600	187.56	1.25	0.01
椎葉村	5	5	3	2,627	537.29	1.14	0.01
美郷町			7	4,994	448.84	1.40	0.02
高千穂町			19	12,205	237.54	1.56	0.08
日之影町			3	3,751	277.67	0.80	0.01
五ヶ瀬町			2	3,632	171.73	0.55	0.01
19市町村	13	15	1,105	566,480	6,535.06	1.95	0.17
県計			2,810	1,079,727	7,735.32	2.60	0.36

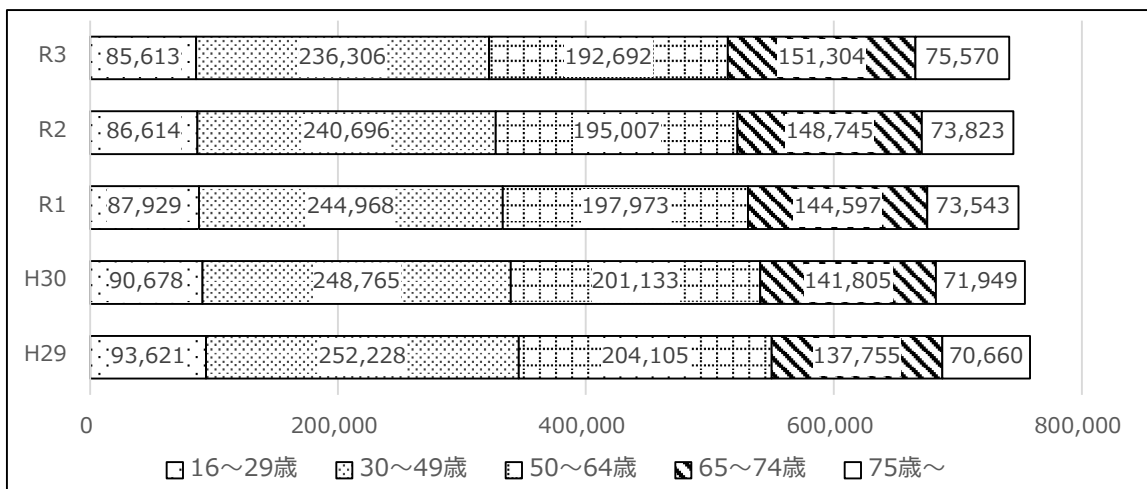
資料：無医地区、無歯科医地区は、2019年度厚生労働省調査。人口は「宮崎県の推計人口（2018年10月1日現在）」（宮崎県統計調査課）。医師数は「医師・歯科医師・薬剤師統計（2018年12月現在）」

介護職員需給推計

	令和元年度 (2019)		令和7年度 (2025) (推計値)	令和22年度 (2040) (推計値)
介護職員	21,447人	需要	23,339人	27,251人
		供給	20,692人	17,703人
		差	2,647人	9,548人

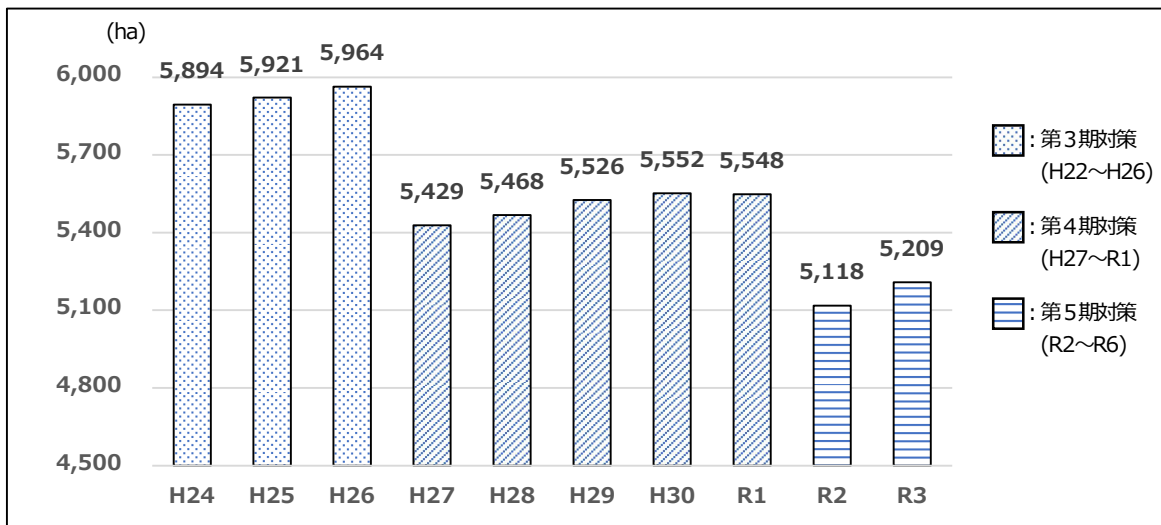
資料：「第九次宮崎県高齢者保健福祉計画」。令和元（2019）年度の介護職員数は、「介護サービス施設・事業所調査」を基に厚生労働省にて推計。各年度の介護職員数には、通所リハビリテーションに従事する介護職員を含まない。

年齢別運転免許保有者数



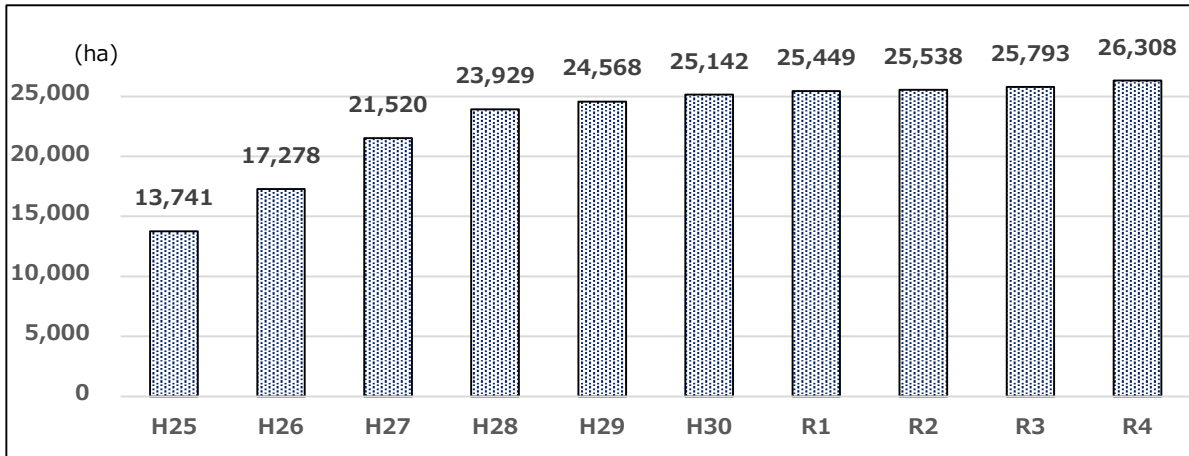
資料：警察庁「警察免許統計」より県中山間・地域政策課作成。県全体の数値。各年、年末現在の数値。

中山間地域等直接支払制度協定面積の推移



資料：県農村整備課資料より県中山間・地域政策課作成。条例上の中山間地域の数値。

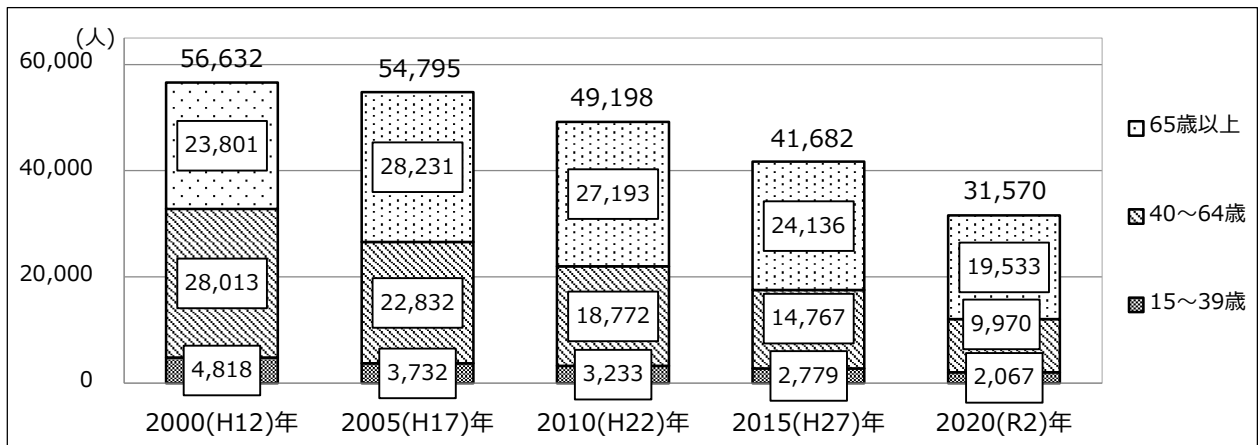
多面的機能支払制度（農地維持・共同活動）面積の推移



資料：県農村整備課資料より県中山間・地域政策課作成。県全体の数値。多面的機能支払制度のうち「農地維持支払」と「資源向上支払」のうち「共同活動」の合計値。

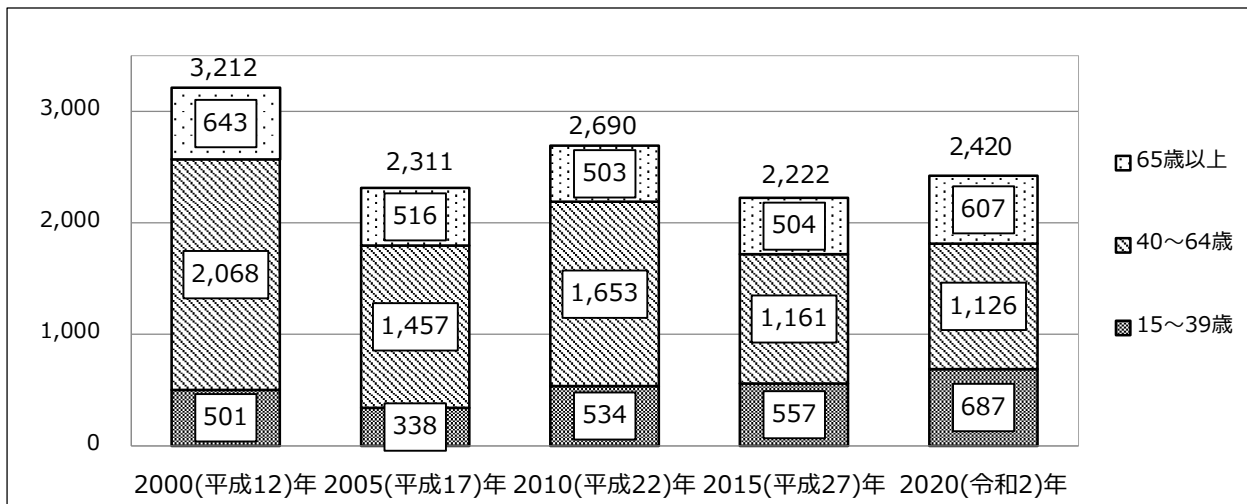
■ 「しごと」の状況

基幹的農業従事者数の推移



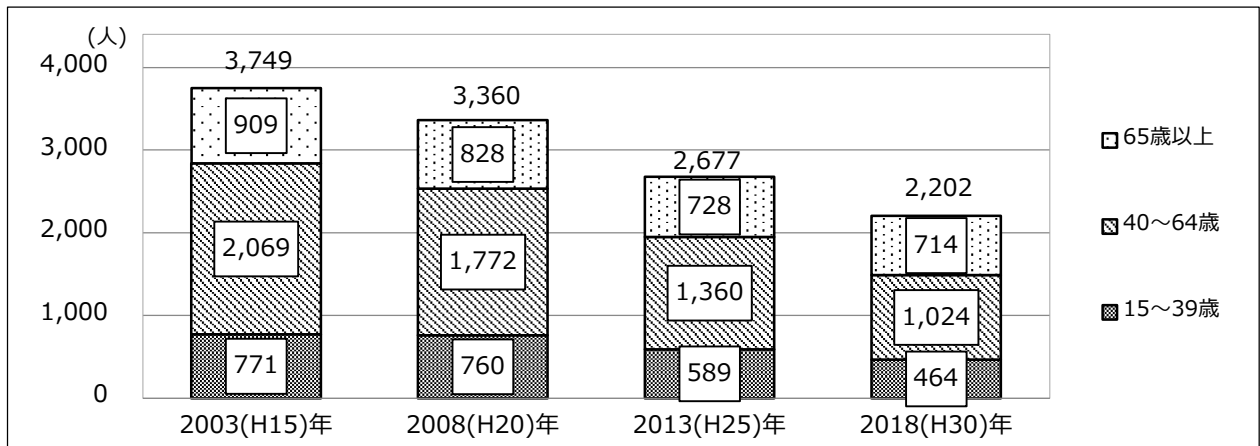
資料：農林水産省「農林業センサス」より作成。県内全域の数値。

林業就業者数の推移



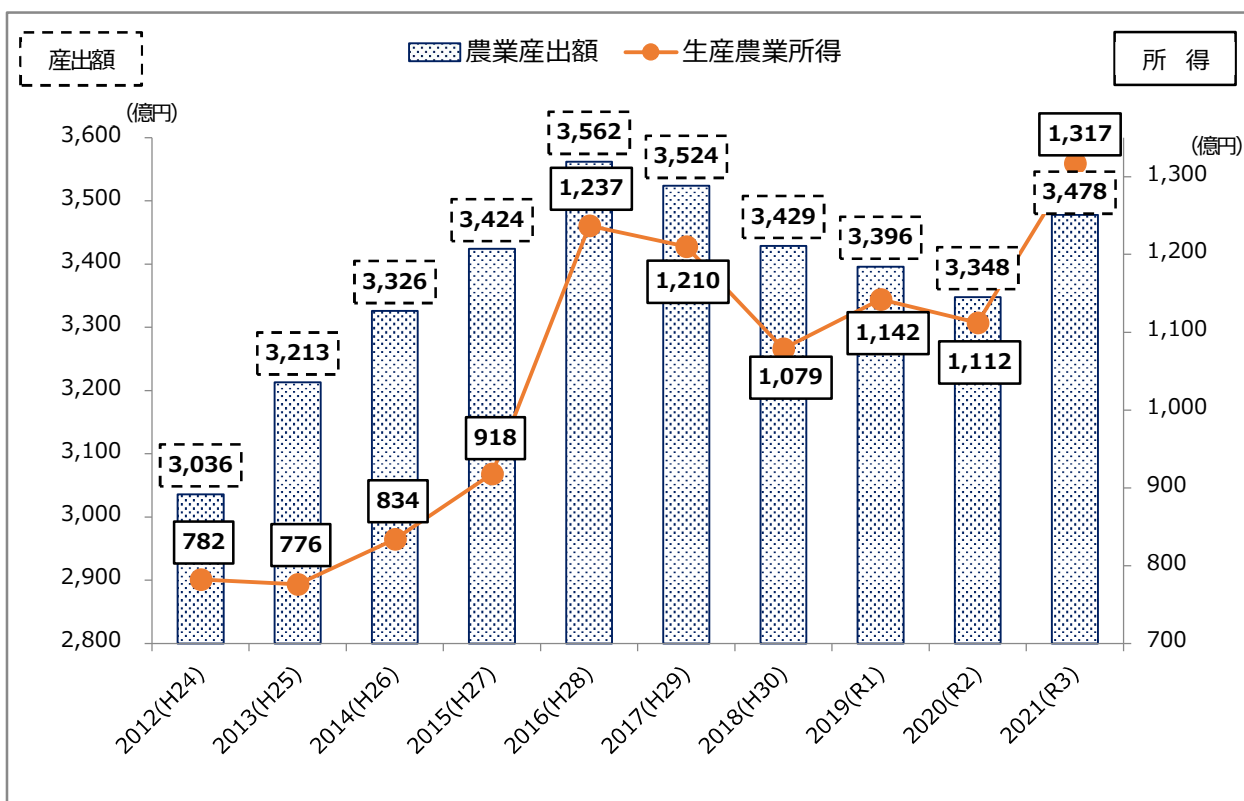
資料：総務省「国勢調査」より作成。県内全域の数値。

漁業就業者数の推移



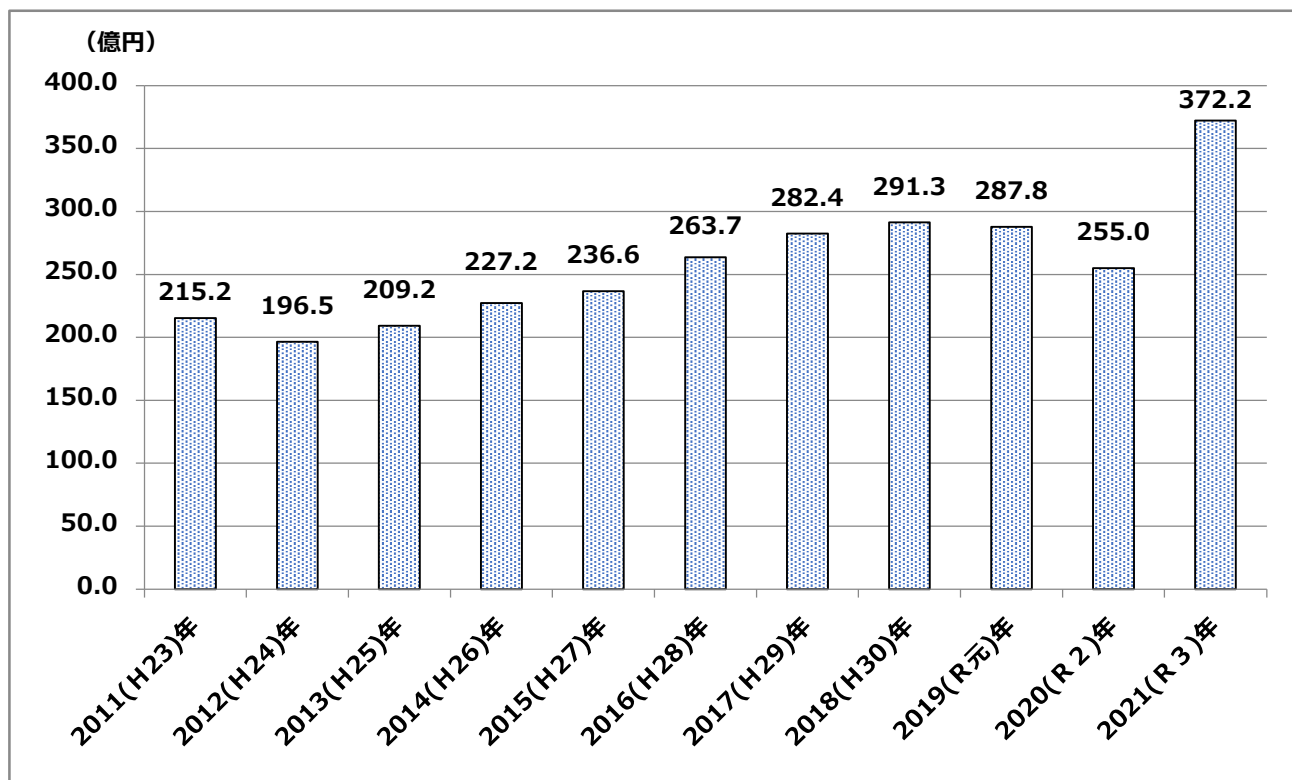
資料：農林水産省「漁業センサス」より作成。県内全域の数値。

農業産出額・生産農業所得の推移



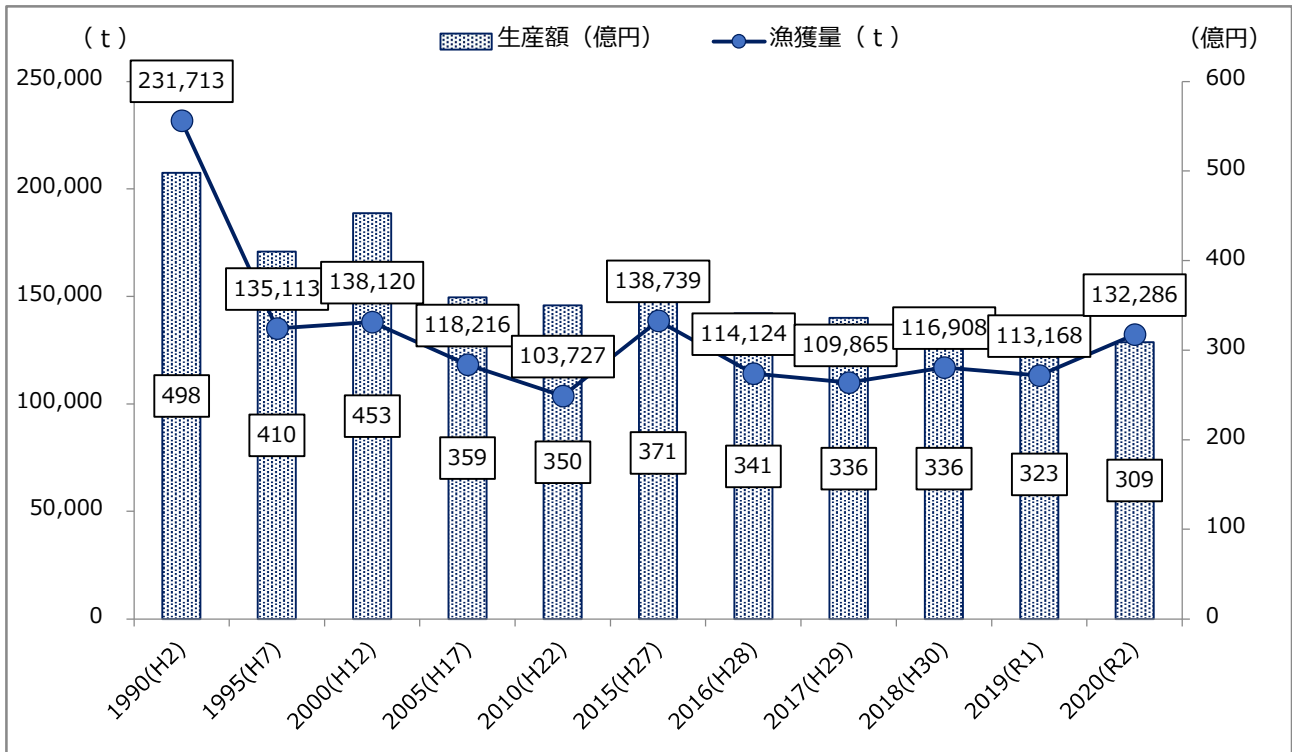
資料：農林水産省「生産農業所得統計」より作成。県内全域の数値。2021（令和3）年は、第1報。

林業産出額の推移



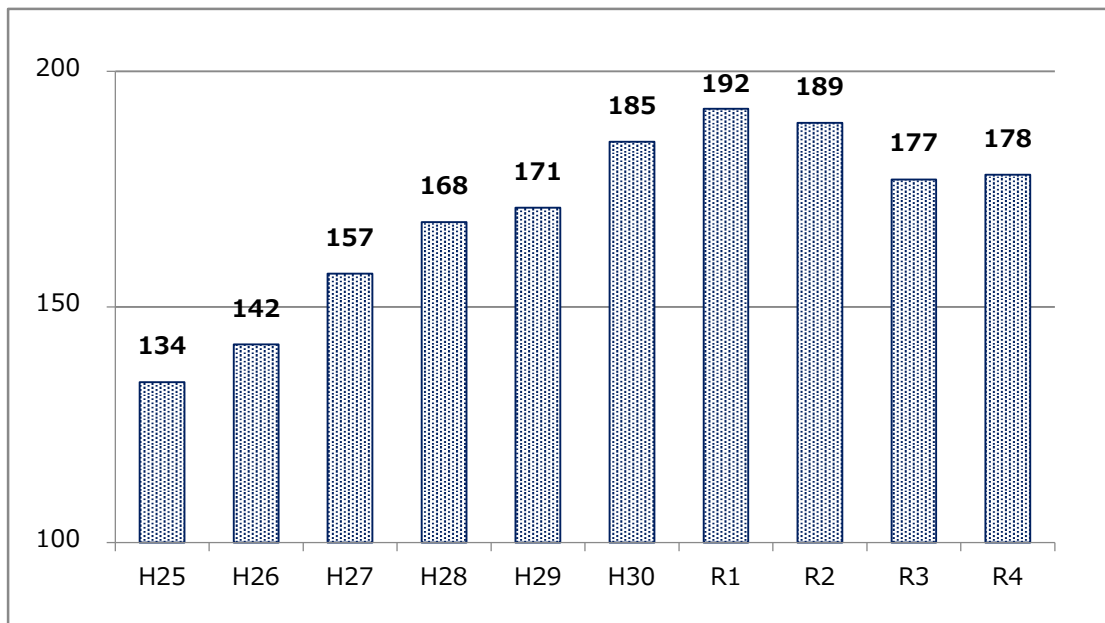
資料：農林水産省「生産林業所得統計」より作成。県内全域の数値。

海面漁業・養殖業の動向（生産額・漁獲量の推移）



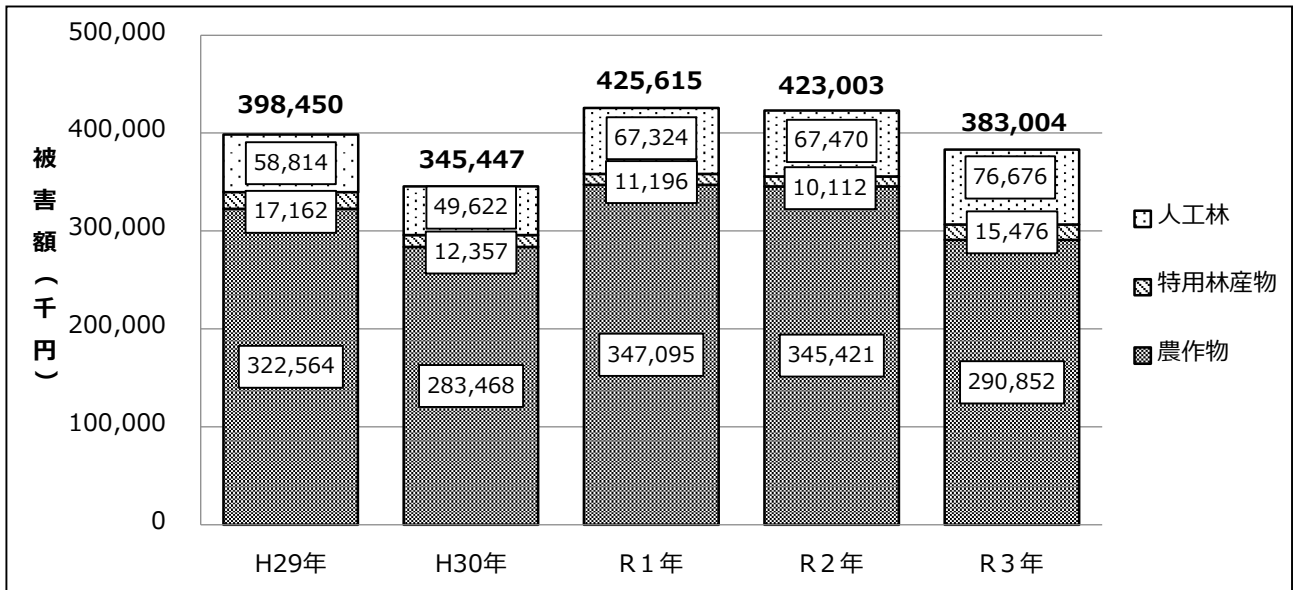
資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」より作成。県内全域の数値。

農林漁家民宿の推移



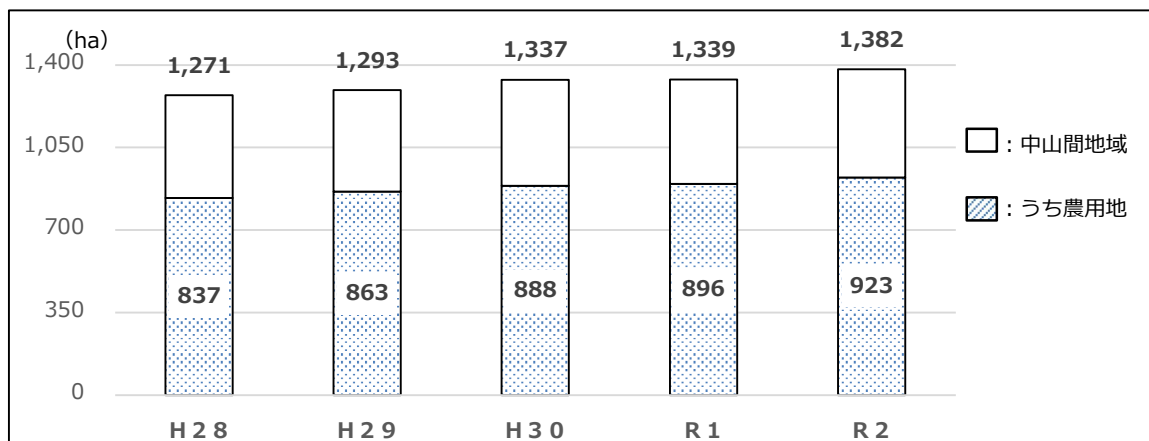
資料：県農政企画課中山間農業振興室調べ。県内全域の数値。

鳥獣被害額の推移



資料：県農政企画課中山間農業振興室、森林経営課、自然環境課、山村・木材振興課調べ。県内全域の数値。

荒廃農地面積の推移



資料：農林水産省「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査結果」より県中山間・地域政策課が作成。
「中山間地域」は、全域が中山間地域に該当する18市町村の数。

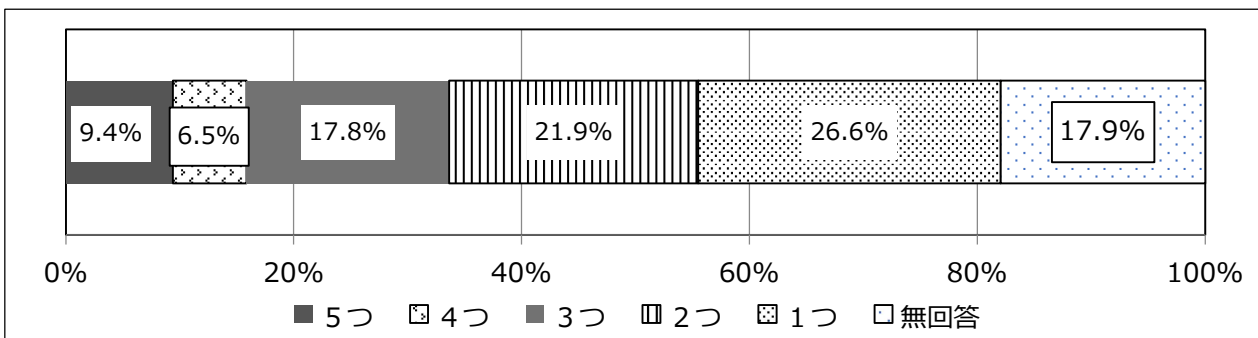
■ 中山間地域に対する意識・理解度

問：中山間地域の持つ次の主な機能のうち、あなたが知っているものを教えてください。
（当てはまるものすべてに○）

【回答】

- | | |
|---------------------------|------------------------------|
| 1 水源のかん養や食料の供給 (31.6%) | 2 洪水や土砂の流出を防ぐ国土保全 (58.8%) |
| 3 木材の供給やCO2の吸収 (43.3%) | 4 神話や神楽などの個性豊かな文化の伝承 (48.3%) |
| 5 森林セラピーなど癒しの場の提供 (45.3%) | |

【「知っている」と答えた機能の数の割合】



資料：県総合政策課「令和3年度県民意識調査」より県中山間・地域政策課作成。県内全域の数値。

策定経過

実施期間	事 項
令和4年2月～3月	26市町村との意見交換（P59参照）
4月～8月	集落状況調査（中山間地域23市町村、集落代表者等） ※ 市町村アンケート（P6～7参照） ※ 集落代表者等アンケート（P57～58参照）
10月	中山間地域振興協議会（県内7地域）（P60参照）
11月	県議会総務政策常任委員会（【計画骨子案】報告）
令和5年2月14日	宮崎県中山間地域対策推進本部会議（【計画素案】協議）
3月	県議会総務政策常任委員会（【計画素案】報告）
3月13日～4月12日	パブリック・コメント手続き
5月15日	宮崎県中山間地域対策推進本部会議（【計画案】協議・決定）
6月9日	県議会6月定例会（【議案】提出）
6月28日	議決

アンケート調査・意見交換等

■ 集落代表者等へのアンケート

1 対象者

中山間地域内の集落代表者等（地区公民館長、地区青年団代表者、地域婦人連絡協議会代表者）

2 調査時期

令和4年4月から8月

3 回答状況

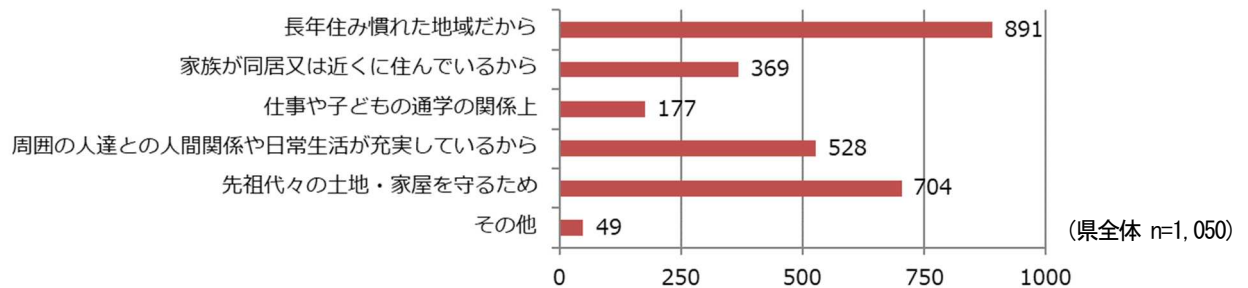
配布：1,883通 回収：1,176通 回収率：62.5%

4 調査内容

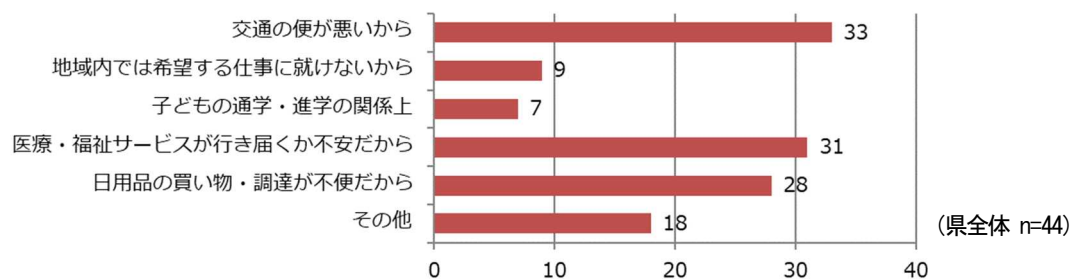
(1) 現在住んでいる地域への居住意向

	平成26年度調査 (平成26年4月)	平成30年度調査 (平成30年4月)	今回調査 (令和4年4月)
住み続けたい	71.7%	73.9%	74.1%
どちらかといえば住み続けたい	13.8%	15.6%	15.1%
どちらとも言えない	6.5%	6.5%	6.2%
どちらかといえば住み続けたくない	2.7%	2.7%	3.0%
住み続けたくない	0.9%	0.9%	0.8%
無回答	0.4%	0.4%	0.8%

(2) 上記(1)で「住み続けたい」、「どちらかといえば住み続けたい」と回答した理由 (複数回答可)



(3) 上記(1)で「住み続けたくない」、「どちらかといえば住み続けたくない」と回答した理由 (複数回答可)

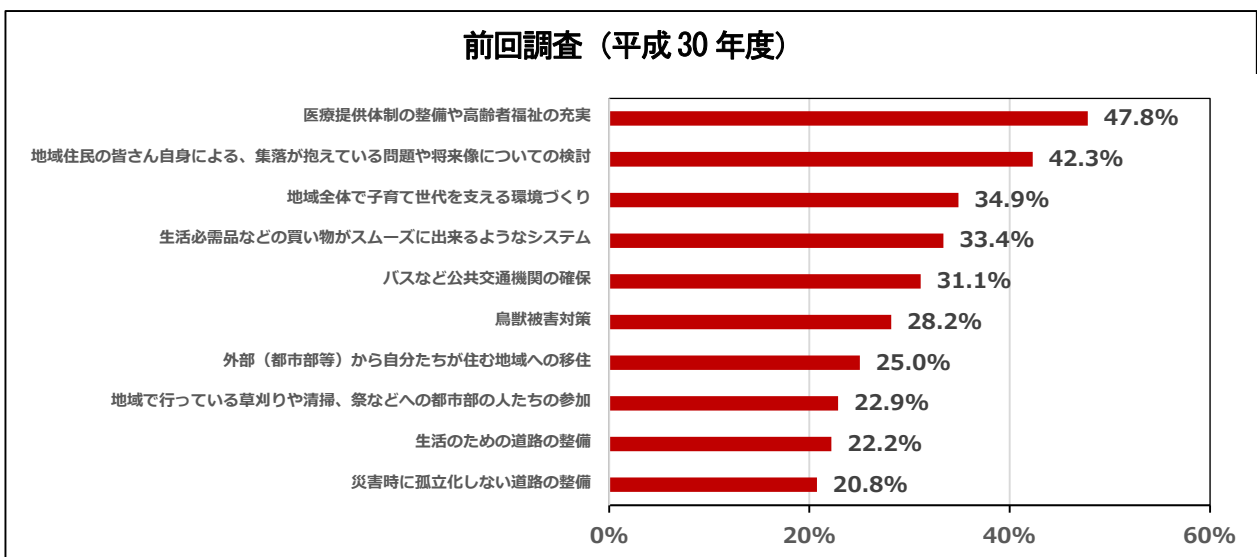
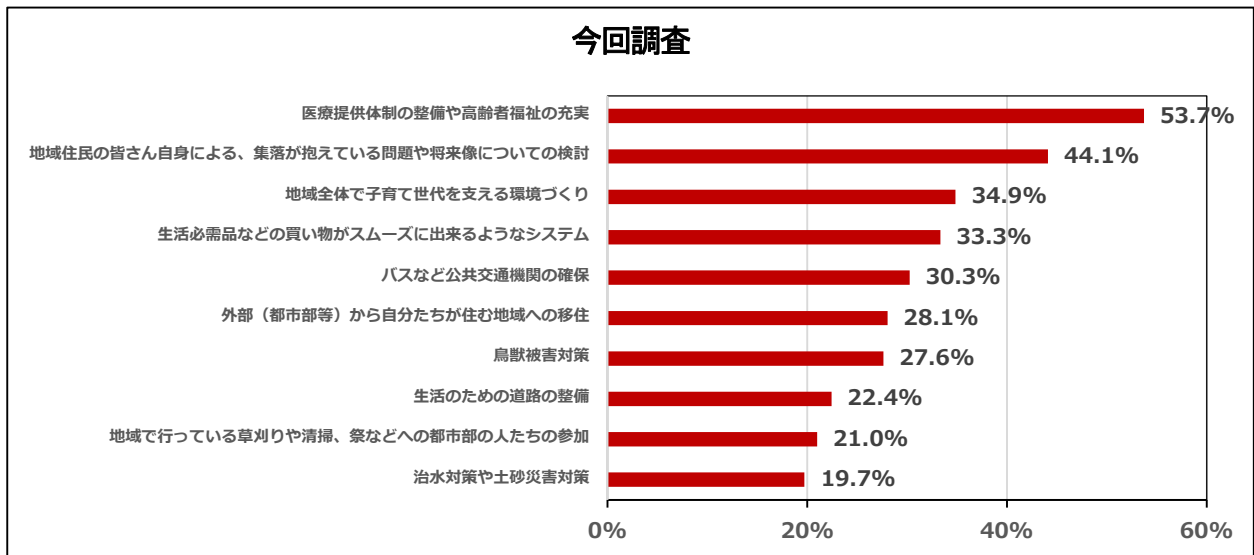


(4) 地域が活性化するために特に必要と思われるもの（以下の28項目の中から5つを選択）

1	地域住民の皆さん自身による、集落が抱えている問題や将来像についての検討
2	地域で行っている草刈りや清掃、祭などへの都市部の人たちの参加
3	中山間地域が果たしている役割（水や食料の供給、二酸化炭素の削減など）の発信
4	外部（都市部等）から自分たちが住む地域への移住
5	自然や郷土芸能などといった、中山間地域の特色や資源を生かした教育
6	地域全体で子育て世代を支える環境づくり
7	文化財の保護・継承や、文化財を活用した地域づくりや情報発信
8	医療提供体制の整備や高齢者福祉の充実
9	生活必需品などの買い物がスムーズに出来るようなシステム
10	バスなど公共交通機関の確保
11	生活のための道路の整備
12	携帯電話や光回線など情報通信網の整備
13	治水対策や土砂災害対策
14	消防団など地域の防災体制の整備

15	生活排水対策
16	防災上の対策としての集落の再編整備の検討
17	災害時に孤立化しない道路の整備
18	地域に適した農業の生産
19	農林水産業における、女性など多様な担い手の育成や確保
20	農林水産業の生産基盤や生活環境の整備
21	多様で豊かな森林づくり
22	循環型の林業・木材産業づくり
23	林業や木材産業、山村を担う人づくり
24	水産資源の適切な利用管理
25	安定した漁業経営体づくり
26	漁港機能の強化と漁村の活性化
27	地域資源を活用した新たな産業の創出への支援
28	鳥獣被害対策

【回答の多かった上位10項目】



■ 市町村との意見交換

1 実施内容

- ・実施時期：令和4年2月から3月
- ・出席者：市町村（各企画担当課）及び県（中山間・地域政策課）の課長、課長補佐及び職員
- ・内容：改定前計画における県の施策の進行状況、各地域の現状・課題等について意見交換

2 日程

2月28日（月）	綾町	3月17日（木）	宮崎市・日向市・西米良村
3月2日（水）	都城市		
3月4日（金）	三股町・新富町	3月18日（金）	西都市・椎葉村・美郷町・日之影町
3月7日（月）	川南町・門川町		
3月11日（金）	高千穂町	3月22日（火）	都農町・諸塚村
3月14日（月）	国富町	3月23日（水）	延岡市・串間市・高原町・高鍋町
3月15日（火）	小林市		
3月16日（水）	日南市・木城町・五ヶ瀬町	3月24日（木）	えびの市

3 出された意見等

- 自主組織を設立し、イベント等の実施によりある程度活性化した地域もある。次の段階である地域課題の解決に取り組むたいが、地域内に様々に存在する組織の活動の整理が必要。
- 住民と行政の対話が不十分だと感じている。取組を進めるためには、つなぎ役が必要。
- 「宮崎ひなた生活圏づくり」に経済的視点を含める考え方に賛同。地域活性化や経済効果が期待できるのではないかと。
- 地域コミュニティの担い手がいない。仕事もあり、地域活動を行う余裕や時間が無いことが要因として挙げられる。そのため、引き受けてくれる人に役が集中してしまう。
- 新型コロナウイルスの影響で、コミュニティのあり方が変わった。コミュニティ維持が難しくなっている。
- 運転免許返納から要介護認定までの期間に移動支援が必要な高齢者をどのようにカバーしていくかが課題。
- 移住や住居に関する相談は増えていても、住居が不足している状況。空き家バンク等への登録件数を増やしたいが、所有者の意向（仏壇等の家財を残したい、盆正月は帰省するなど）もあり、空き家の利活用ができていない。
- 様々な分野で複数市町村が連携することが必要となっている。広域連携の取組を進めるべき。
- DXの推進は、避けて通れないテーマだが、「誰ひとり取り残さない」視点を持って施策に取り組むべき。

■ 中山間地域振興協議会

1 実施内容

- ・実施時期：令和4年10月
- ・出席者：自治会等の代表者、地域づくり団体の代表者 等
各地域の市町村地域振興担当課長
県中山間・地域政策課長、農林振興局・西臼杵支庁担当次長ほか関係職員
- ・内容：各地域の現状・課題、改定計画の構成案等について意見交換

2 日程等

地 域	開 催 日	場 所	出 席 者
宮崎東諸県	10月14日（金）	県庁防災庁舎	民間6名、市町村2名、県振興局3名、本庁5名
日南・串間	10月20日（木）	日南総合庁舎	民間8名、市町村2名、県振興局3名、本庁5名
北諸県	10月24日（月）	都城総合庁舎	民間7名、市町村2名、県振興局3名、本庁4名
西諸県	10月27日（木）	小林総合庁舎	民間5名、市町村3名、県振興局3名、本庁6名
西都・児湯	10月7日（金）	高鍋総合庁舎	民間7名、市町村7名、県振興局3名、本庁5名
延岡・日向・東臼杵	10月11日（火）	日向総合庁舎	民間5名、市町村5名、県振興局4名、本庁5名
西臼杵	10月19日（水）	西臼杵支庁舎	民間7名、市町村3名、県支庁4名、本庁5名

3 出された意見等

- 農村地域の担い手が不足している。様々な地域団体(自治会等)が並列的に活動しており、それを取りまとめる組織がない。一人が2、3の役職を引き受けたり、長期にわたって従事せざるを得ないのが現状。(市町村)
- 大事なことは、行政が主導するのではなく、地域で自発的に組織づくりに取り組むこと。地域の困り事を解決する必要性から発足した組織は強い。ある程度目的の定まった組織は自ら動いていく。(市町村)
- 地域のリーダーとなる人材が少ない。強力なリーダーシップを持った人がいれば、皆付いていくと思うが、リーダーにふさわしいと思われる人をお願いしても、なかなか引き受けてもらえない。(自治会等代表者)
- 行政が地域と連携し、耕作放棄地と有害鳥獣への対策をとってほしい。猟友会メンバーが減る中、シカやイノシシの被害が増えている。(集落代表者)
- 行政が縦割りで、バラバラに同じような取組を行っているが、全て一つにまとめていく方が良いと思う。学校(教育)、社協(福祉)、観光協会(観光)、商工会(商工業)など分野横断で一堂に会し、協議する場が必要。(地域づくり団体の代表者)
- 高齢者の交通事故が増え、免許返納者も増えてきていることから、買い物に困っているという話をよく聞く。(商工団体の代表者)
- 中山間地域と聞くと、マイナスのイメージが強い。田園回帰という言葉もあるが、事業の推進に当たっては、プラスのイメージを大いに強調して取り組んでもらいたい。(自治会等の代表者)

これまでの取組

本県では、宮崎県中山間地域振興計画に基づき、「ひと」「生活」「しごと」のそれぞれの課題解決に向け、継続中のものも含め、以下に挙げるような各種施策に取り組んできました。

【ひと】

移住促進のため、「宮崎ひなた暮らしU I J ターンセンター」(平成27年：宮崎市・東京都、令和元年：大阪府、福岡県)を開設し、本県への移住を希望される方からの相談にワンストップで対応するとともに、都市部における移住相談会の開催や、移住情報サイト「あったか宮崎ひなた暮らし」等を通じた情報発信にも取り組んできました。

さらに、移住された方の地域への定着が図られるよう、移住に伴う不安や困りごとに対応する市町村の取組への支援にも取り組んでいます。

また、地域を担う次世代の育成のため、地区生徒寮の運営支援やへき地育英資金の貸与といった高等学校等の進学環境整備、ICT技術を活用した教育環境整備のための実証事業、地域課題の探求的な学習を通じたふるさと学習の充実に取り組んでいます。

【生活】

過疎地域等の医療サービスを確保するため、自治医科大学卒業医師の派遣やへき地診療所に対する運営・設備整備に対する支援を行ってきたほか、県立病院に救命救急センターを設置(県立宮崎病院：平成24年4月、県立延岡病院：平成25年3月)するとともに、宮崎大学医学部附属病院のドクターヘリ(平成24年4月)や県立延岡病院のドクターカー(令和3年4月)の運行を実現しました。

また、市町村をまたぐバス路線の維持や、路線バス等の乗客と一緒に宅配便の荷物を輸送する貨客混載の取組開始、住民主体のコミュニティバス運行への支援等により、生活に欠かせない交通や物流の確保を図ったほか、市町村と連携した携帯電話基地局の整備推進などにより、情報格差の解消に取り組んでいます。

このほか、いきいき集落の認定(平成20年度～)による住民主体の地域づくりや中山間盛り上げ隊の派遣(平成21年度～)により集落活動等の維持を支援してきたほか、「中山間地域をみんなで支える県民運動」の展開(平成24年度～)や高千穂郷・椎葉山地域の世界農業遺産認定(平成27年12月)、綾ユネスコエコパーク(平成24年7月)、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク登録(平成29年6月)の推進などにより、本県中山間地域の価値や魅力の発信などにも継続的に取り組んでいます。

【しごと】

中山間地域の基幹産業である農林水産業の振興を図るため、生産性向上や品質向上の取組、収益性の高い品目の導入や新技術の確立に対する支援を行ってきたほか、ドローンやICT技術を活用して省力化や高品質化を図るスマート農林業の導入促進に取り組んできました。

また、鳥獣害について、鳥獣被害対策支援センター(平成24年4月)を設置し、継続的に対策強化や利活用に取り組んできたほか、地域資源を生かしたビジネス創出のため、中山間地域産業振興センター(平成24年5月)やフードビジネス相談ステーション(平成25年11月)を設置し、魅力ある商品開発、地域資源のブランド化や加工品の開発等による販売力の強化を支援してきました。

担い手の確保・育成に関しては、新規就農相談センターによる支援を行うとともに、みやざき林業大学校(平成31年)、(公社)宮崎県漁村活性化推進機構(平成28年1月)を開設しました。

このほか、市町村間連携支援基金(平成23年7月)を創設し、市町村の枠を越えた広域での地域資源を活用した事業の実現に対する支援にも取り組んでいます。

宮崎県中山間地域振興計画

(令和5年度～令和8年度)

発行 宮崎県総合政策部中山間・地域政策課

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

T E L 0985-26-7036

F A X 0985-26-7353

E-mail chusankan-chiiki@pref.miyazaki.lg.jp